

大町市子ども・子育て支援事業計画

第3期計画 令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

令和7年3月

大 町 市

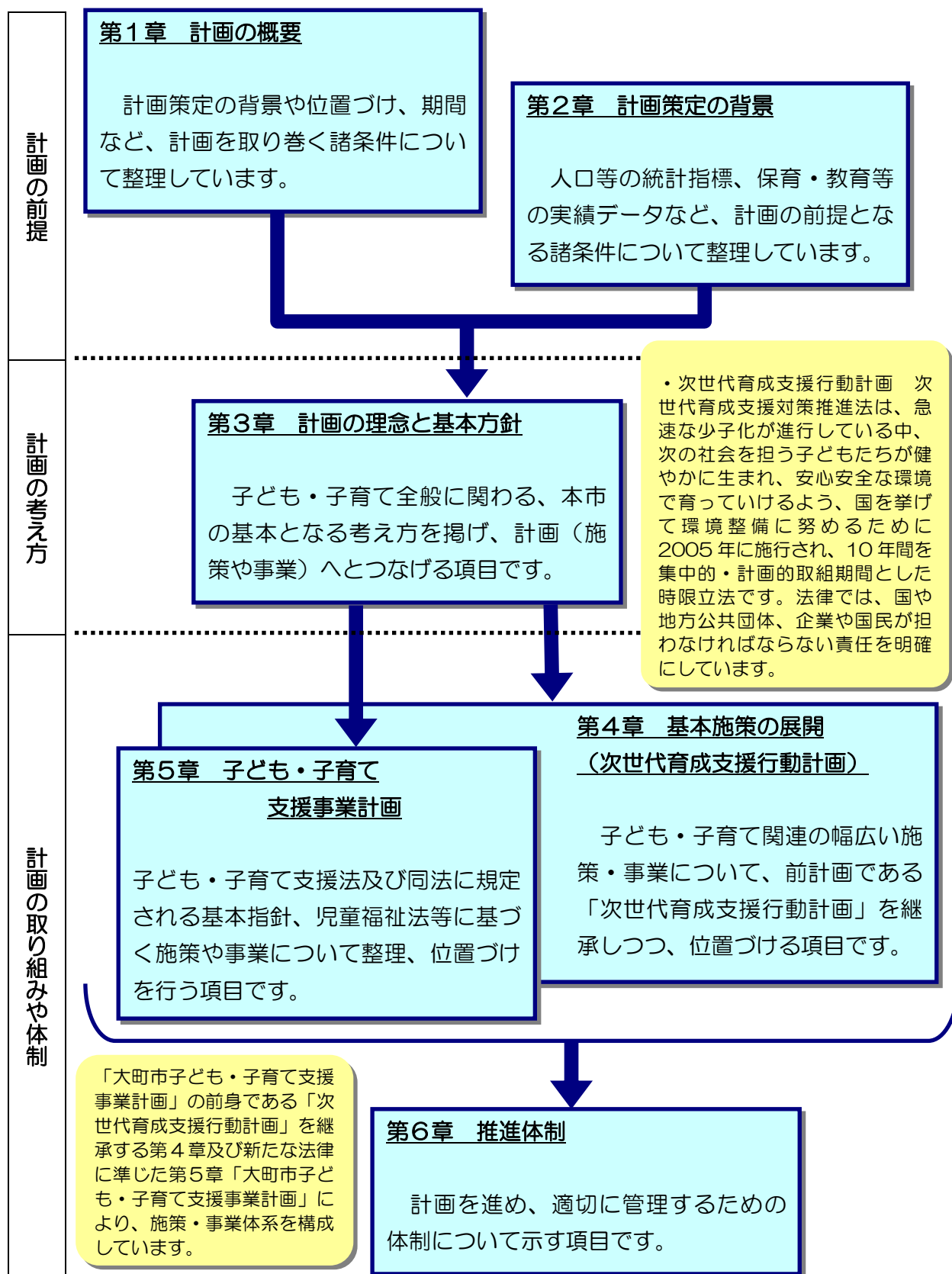
— 目 次 —

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ及び改正点.....	3
3 計画の対象.....	7
4 計画の期間.....	7
5 教育・保育提供区域の設定.....	7
第2章 計画策定の背景.....	8
1 市の概況.....	8
2 ニーズ調査の概況.....	13
3 子育て支援に関する事業の取組み状況.....	14
4 第2期計画における子育て支援事業の実績.....	20
第3章 計画の理念と基本方針.....	27
1 計画の基本理念.....	27
2 計画の基本方針.....	27
3 施策の体系.....	29
第4章 基本施策の展開（大町市次世代育成支援行動計画）.....	32
1 こどもの育ちを支える取り組みの推進.....	32
(1) 子どもの権利の擁護と虐待等の防止.....	32
(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進.....	35
(3) 障がい児施策の充実.....	36
(4) 交通安全の確保.....	38
2 子育て家庭への支援の充実.....	40
(1) 子どもと母親の健康確保.....	40
(2) 食を通じた健康づくり.....	45
(3) 小児医療体制の充実.....	46
(4) 多様な働き方の実現と見直し.....	47
(5) 子育て家庭への経済的支援の充実.....	49
3 子育てを支える地域づくり.....	51
(1) 地域で子育てを支援する.....	51
(2) 保育サービスの充実.....	53
(3) 子育て支援のネットワークづくり.....	55
(4) 地域で育む子どもの社会性.....	56
(5) 自立支援と次代の親づくり.....	60
(6) 子どもの居場所づくりと家庭・地域の教育力の向上.....	62
(7) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備.....	65
(8) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進.....	69
(9) 安全・安心なまちづくりの推進.....	70

(10) 良質な住宅の確保と安心して外出できる環境の整備	72
第5章 子ども・子育て支援事業計画	75
1 「幼児期の教育・保育」に関する見込み等	75
2 「地域子ども・子育て支援事業」に関する見込み等	77
(1) 利用者支援事業	78
(2) 地域子育て支援拠点事業	79
(3) 妊婦健康診査	80
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	80
(5) 養育支援訪問事業	81
(6) 子育て短期支援事業	81
(7) ファミリー・サポート・センター事業	82
(8) 一時預かり及び認定こども園の預かり保育	83
(9) 延長保育事業	84
(10) 病児・病後児保育事業	85
(11) 放課後児童クラブ	86
(12) 子育て世帯訪問支援事業	87
(13) 児童育成支援拠点事業	88
(14) 親子関係形成支援事業	88
(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	89
(16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	89
(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	90
(18) 妊婦等包括相談支援事業	91
(19) 産後ケア事業	91
3 教育・保育の一体的な提供について	92
(1) 質の高い教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実	92
(2) 幼児期における切れ目ない教育・保育の提供	92
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容について	92
5 「子ども・子育て関連のその他事業」に関する方針等	92
(1) 産後の休養及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	92
(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	93
(3) 労働者の職業と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	93
(4) 子どもをとりまく貧困対策の推進	93
第6章 推進体制	94
1 計画の推進体制	94
(1) 大田市子ども・子育て審議会	94
(2) 庁内委員会	94
2 関係機関との連携強化	94
資料編	95

○本計画の目次構成

本計画の構成は、それぞれ次のような内容や関係性を持つものです。



第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的

平成24年（2012年）8月に、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的として「子ども・子育て関連3法」が制定されました。これを受け本市では平成27年3月に、平成27年4月から5年間を計画期間とする「大田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の子育て支援施策の充実・強化を進めてきました。

その後、平成28年5月には「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）が成立し、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化を図ること等が定められたほか、平成29年6月には待機児童の解消等を目指す「子育て安心プラン」が公表されました。また、令和元年10月から、幼児教育の重要性や少子化対策を目的とし幼児教育・保育の無償化が始まるなど、子ども・子育て支援に係る制度が拡充されました。

令和4年6月、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える子育て世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことが盛り込まれた「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「改正法」）が施行されました。

この改正法において、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センターの設置の努力義務化」、「支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成」、「市区町村における子育て家庭への支援の充実」等が定められ、新たに家庭支援事業として3つの事業が地域子ども・子育て支援事業に加えられました。

新たに加わった「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」の3事業は、いずれも養育環境の不安定さや養育力不足に対し支援を行う事業であり、これまで手薄であったヤングケアラーへの具体的支援や保護者の養育力を向上させるための支援など、家庭の経済状況や地域性、社会資源不足、共働き家庭の増、親の養育力不足などに左右されず、子どもの育つ環境が安全・安心なものとして維持されることに重点を置いています。

また、同一部改正により「地域子育て相談機関の整備」についても計画に記載することとされ、本計画において定める任意記載事項として、子ども・子育て支援事業を行う

関係機関の相互連携の推進に関する事項を記載することとされました。

これらの背景には、乳幼児期の虐待死亡率が依然として高い状況であることがあげられ、乳幼児期の家庭支援において母子保健と児童福祉の担当部局が密に連携をとることの必要性が高まっていると言えます。

令和6年6月の子ども・子育て支援法の一部改正により、「乳児等通園支援事業」、「妊婦等包括相談支援事業」、「産後ケア事業」が新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。妊娠・出産から子育ての切れ目ない支援による乳幼児期の虐待減少を目指し、妊産婦への支援が強化されました。

こうした状況を踏まえ市では「第2期大町市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度から5か年）」の計画期間の終了を迎えるにあたり、これまでの取組みに関する評価を実施するとともに、新たな国制度の趣旨及び子ども・子育て支援法に基づく基本指針に基づき、令和7年度から令和11年度を期間とする「第3期大町市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ及び改正点

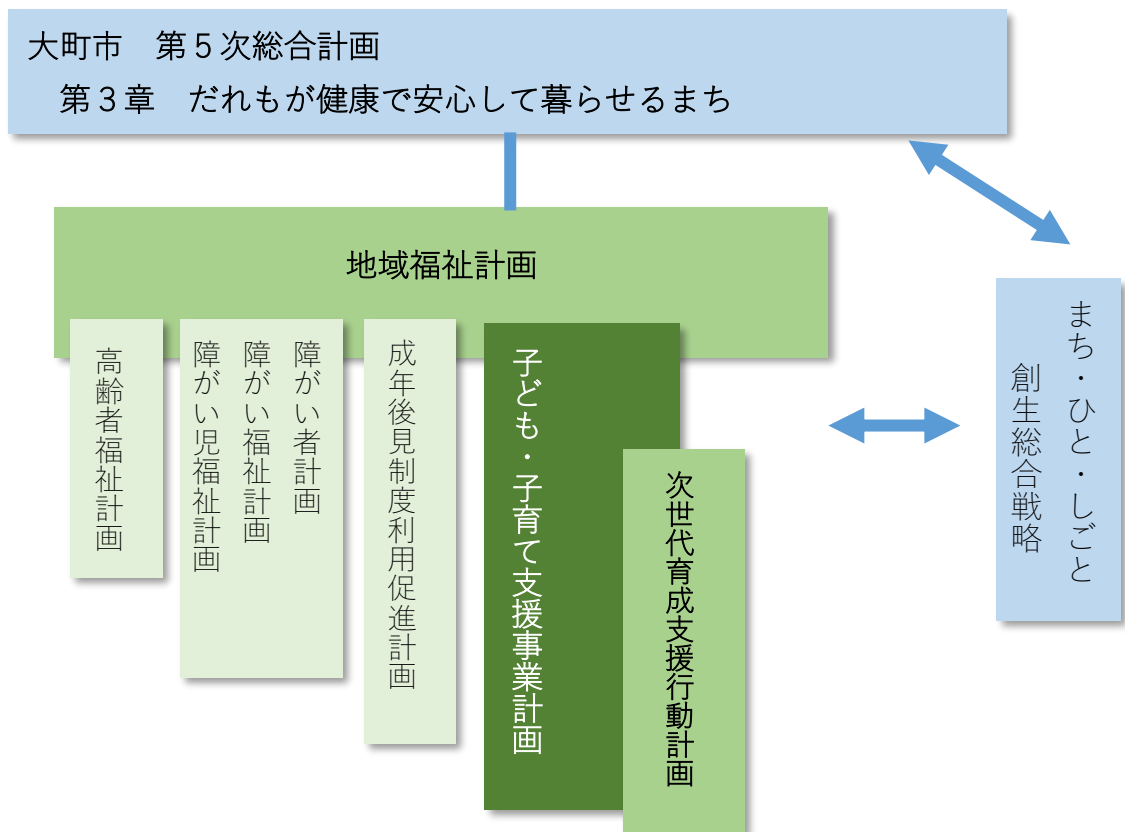
(1) 子ども・子育て支援事業計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うため、国の定める基本指針を踏まえて策定します。

また、本計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「大町市第5次総合計画」や地域福祉の方針を定める「大町市地域福祉計画」を、子ども・子育て支援の視点で具体化する分野別計画であり、その他「大町市障がい者福祉計画」など関連する分野別計画との調和と整合性を図り策定するものです。

第2期事業計画の計画期間が令和6年度で終了となるため、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「第3期大町市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。市民アンケートの結果及びこれまでの実績値を基に「量の見込み」（ニーズ量）を算出し、その結果に基づいて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の確保・整備等についての「確保方策」（確保量）を定めていきます。

また本事業計画には「次世代育成支援対策推進法」に基づく「大町市次世代育成支援行動計画」（以下、行動計画という）を内包しています。行動計画は、事業計画の前身となる計画であり、地域における子育ての支援内容やその実施時期を定めるものとされており、事業計画においては基本施策の展開として位置付けています。



(2) 計画の記載内容（令和6年8月改正基本指針による）

○必須記載事項

	記載事項	該当箇所	改正点
1	教育・保育提供区域の設定に関する事項	第1章-5 教育・保育提供区域の設定	
2	各年度における「教育・保育」の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期に関する事項	第5章-1 「幼児期の教育・保育」に関する見込み等	
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期に関する事項	第5章-2 「地域子ども・子育て支援事業」に関する見込み等	・「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」「妊婦等包括相談支援事業」、「産後ケア事業」、「乳児等通園支援事業」を支援事業に位置付ける ・家庭支援事業の利用勧奨・措置による需要量についても勘案し量の見込みを設定
4	子ども・子育て支援事業給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	第4章3-（2）保育サービスの充実	
5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	第5章-2 「地域子ども・子育て支援事業」に関する見込み等の認定こども園の預かり保育	

○任意記載事項

	記載事項	該当箇所	改正点
1	市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等	第3章 計画の理念と基本方針	
2	産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項	第4章2-（4）多様な働き方の実現と見直し	
3	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項 ① 児童虐待防止対策の充実 ② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 ③ 障害児施策の充実	第4章-1-（1）子どもの権利の擁護と虐待等の防止 第4章-1-（2）ひとり親家庭等の自立支援の推進 第4章-1-（3）障がい児施策の充実	・サポートプランの作成、こども家庭センターの設置、地域子育て相談機関の設置に努める ・児童発達支援センター等に関する事項 ・障害児施策の充実

	記載事項	該当箇所	改正点
4-1	労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項 ① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し ② 仕事と子育ての両立のための基盤整備	第4章-2(4) 多様な働き方の実現と見直し	
4-2	地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携に関する事項 ① 関係機関の連携会の開催 ② 関係機関の連携を推進する取り組み	第4章-1-(1) 子どもの権利の擁護と虐待等の防止	地域子育て相談機関の整備とこども家庭センターとの連携等
5	事業計画の作成時期	第1章-4 計画の期間	
6	事業計画の期間	第1章-4 計画の期間	
7	事業計画の達成状況の点検及び評価	第2章-4 第2期計画における子育て支援事業の実績	

◆子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について（概要）（令和6年9月内閣府）

○改正の概要

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）が第213回国会において成立した。

子ども・子育て支援法等改正法において、妊婦等包括相談支援事業及び乳児等通園支援事業が創設され、これら2事業及び産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられたほか、特定教育・保育施設における職員の処遇等経営情報について公表することとされた。

また、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「児童福祉法等改正法」）が令和6年4月より施行され、児童発達支援センターの役割・機能の強化等が規定された。

これらの改正を踏まえ、関係する基本指針の規定を改正するとともに、その他所要の規定の整備を行う。

○改正の趣旨

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

1．妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加

子ども・子育て支援法等改正法により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針中の所要の箇所に規定を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準を設定する。

2．児童発達支援センター等に関する事項等の追加

改正法において、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことを明確したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障がい児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること等を規定。

3．乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加

改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針に位置づけ等を行う。

4．経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加

改正法により規定した経営情報の継続的な見える化について、基本指針に位置づけ等を行う。

5．産後ケアに関する事業の追加

地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。

○その他所要の改正

その他の関係法令の改正等を踏まえ、所要の改正を行う

3 計画の対象

この計画の施策・事業の主な対象は、児童福祉法における「児童（0～18 歳未満）」を基本とし、大町市全体を教育・保育の提供区域とするとともに、「次世代育成」の視点から「児童」と関わるすべての主体（市民、各種機関・団体、民間企業等）に働きかけを行うものです。

4 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化により、必要に応じて見直すこととします。

計画の期間

	令和元 年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
第2期	□ 策定	■	■	■ 中間 評価	■	■					
第3期						□ 策定	■	■	■ 中間 評価	■	■

5 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業に関する量の見込みや確保方策を設定する単位として、地域の実情に応じた「教育・保育提供区域」を設定します。

本市においては、都市規模や地域の環境、交通条件等を踏まえ、全市を1区域とし、設定します。

第2章 計画策定の背景

1 市の概況

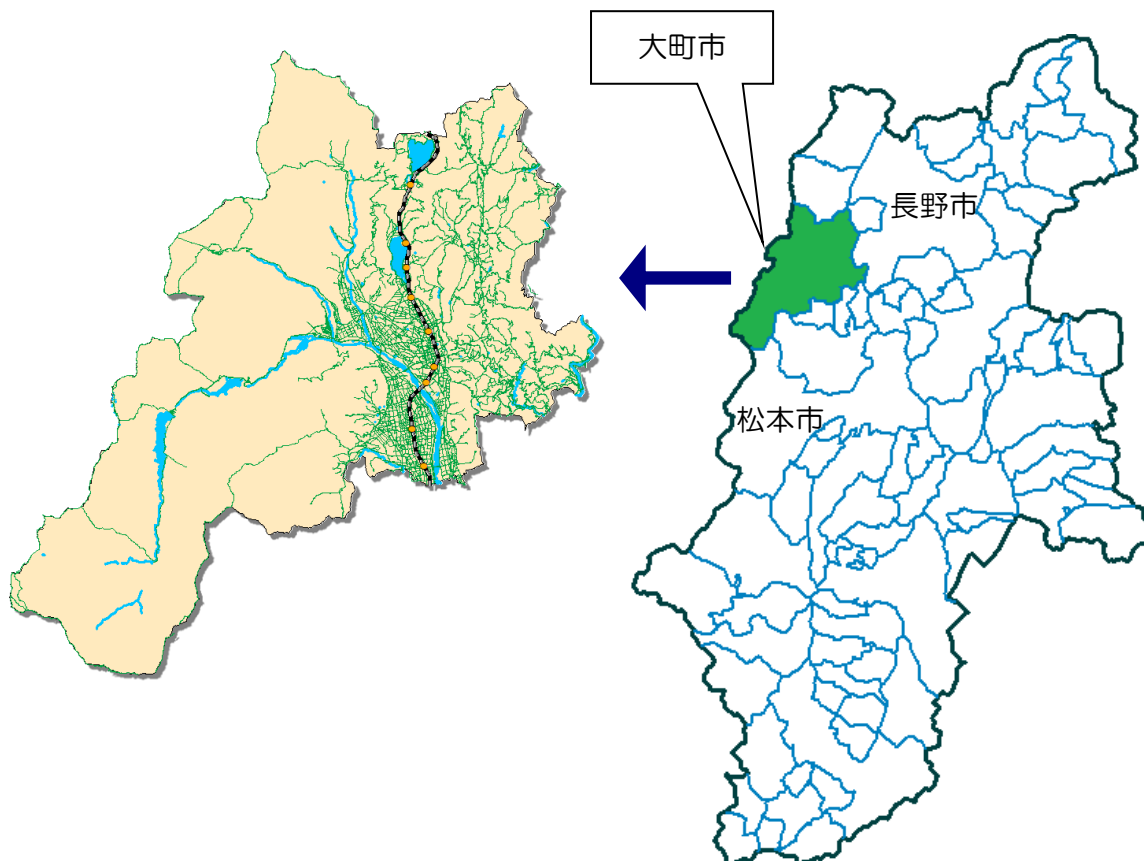
(1) 地域概況

長野県の北西部、松本平の北に位置する大町市は、「北アルプス一番街」といわれるように、その西部一帯にしゅん険な北アルプスを連ねています。

北の五竜岳から南の槍ヶ岳までを収める市域は、総面積565.15平方キロメートルと長野県全体の4.2%を占めています。市街地の標高は700メートル余り。典型的な内陸性の気候で、北アルプスの山々を映す仁科三湖やダム湖があり、豊富な温泉にも恵まれて、四季を通じて山岳観光都市としての地勢を備えています。

●市域図

●県内における位置



(2) 少子化等の状況

① 人口の動向、世帯数

人口及び世帯数は減少傾向にあります。人口は平成17年には32,145人でしたが、令和2年までの15年間で、約6,116人減り26,029人となっています。核家族化や単身世帯の増加により平均世帯員数は平成17年以降、3人を下回っています。

●総人口・世帯数・平均世帯員数の推移

	総人口（人）	世帯数（世帯）	平均世帯員数（人）
平成17年	32,145	11,240	2.9
平成22年	29,801	11,054	2.7
平成27年	28,041	10,826	2.6
令和2年	26,029	10,739	2.4

資料：国勢調査

② 出生数の動向

大町市の出生数は年々減少し、総人口に占める割合も減少傾向が続いています。これは長野県全体と同様の傾向となっています。

出生率の低下の背景については、非婚化や晩婚化等が主な要因とされてきましたが、近年では子育てに対する負担（不安）感が高まるなど、生活を取り巻く環境や価値観の変化などもひとつの要因であると考えられています。

●出生数の推移

	大町市		長野県	
	実数（人）	率（‰）	実数（人）	率（‰）
平成25年	150	5.2	16,326	7.8
平成26年	172	6.1	15,848	7.6
平成27年	173	5.9	15,639	7.5
平成28年	141	5.1	15,171	7.4
平成29年	139	5.1	14,525	7.1
平成30年	142	5.3	14,184	7.0
令和元年	149	5.6	13,553	6.7
令和2年	141	5.4	12,864	6.4
令和3年	123	4.8	12,514	6.3
令和4年	112	4.4	12,143	6.1
令和5年	102	4.1	11,125	5.5

資料：長野県健康福祉政策課「人口動態統計調査結果」

※1 「‰」とは人口1,000人に対する比である。

※2 比率計算に用いられた人口は、各年の10月1日現在の国勢調査または推計による人口である。

③ 年齢区分別人口の動向

全国の14歳以下の年少人口は昭和57年以降減少を続け、平成9年には14歳以下の年少人口割合が65歳以上の老年人口割合を下回りました。本市ではそれより早く平成2年に初めて年少人口割合が老年人口割合に並び、以降は下回っています。

令和2年における本市の14歳以下の年少人口割合は9.6%で、65歳以上の老年人口割合は38.8%となっています。

●年齢3区分別人口の推移

大町市の年齢（3区分）別人口割合の推移						
	平成27年		令和2年		対前回増減	
	人数（人）	構成比（%）	人数（人）	構成比（%）	人数（人）	増減率（%）
人口総数	28,041		26,029		-1,988	-7.2
年少人口（15歳未満）	3,030	10.8	2,460	9.6	-570	-18.8
生産年齢人口（15歳以上 65歳未満）	14,900	53.1	13,174	51.6	-1,726	-11.6
老年人口（65歳以上）	9,766	34.8	9,891	38.8	125	+1.3

資料：国勢調査

④ 大町市の児童数の動向

本市では、人口減少とともに、児童数も年々減少しています。

なお、本計画（「第3期大町市子ども・子育て支援計画」）での0歳児児童数は、市の人口動態を基に令和7年度を「100人」とし、直近10年の出生児減少率（3.6%）を乗じて算定しています。

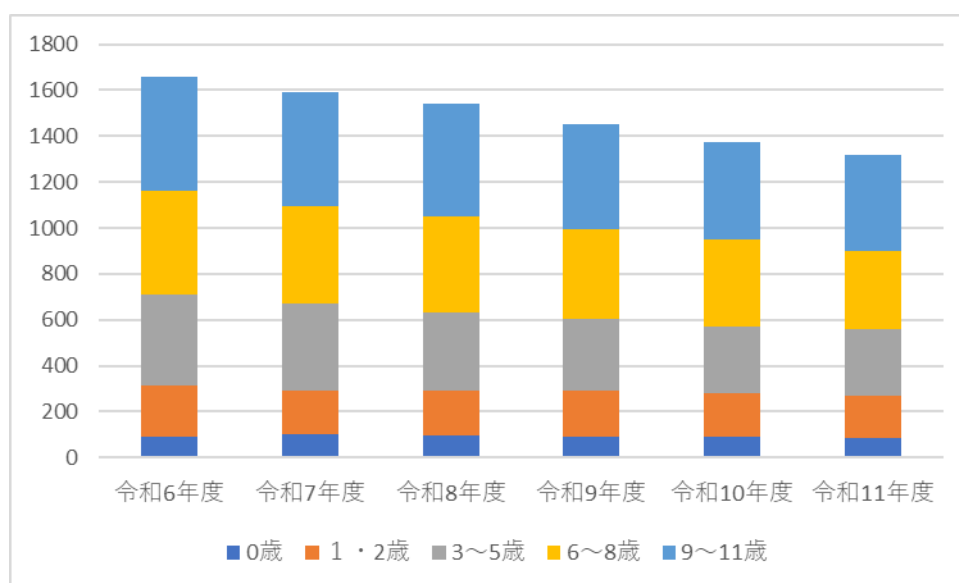
●大町市の児童数（見込）

（人）

	0歳	1・2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	計
令和6年 （年度当初実績）	93※	223	391	455	499	1,661
令和7年	100	194	377	425	493	1,589
令和8年	96	193	344	417	491	1,541
令和9年	93	196	316	391	455	1,451
令和10年	90	189	294	377	425	1,375
令和11年	86	183	289	344	417	1,319

※転入者等との関係で、令和5年における出生数と一致しない。

（人）



⑤ 労働力や就業の状況

近年女性の就業者数は増加の傾向にあり、これからの少子高齢社会においては、ますます女性労働力への期待が高まるとともに、いっそう3歳未満児の保育ニーズも高まることが想定されます。

●労働力状態別就業者数（平成27年国勢調査）（人）

	総数 (15歳以上)	労働力 人口	就業者	完全 失業者	非労働力 人口	家事	通学	その他	不詳
総数	24,666	14,507	14,018	489	9,927	3,532	1,166	5,229	232
男性	11,812	8,150	7,818	332	3,531	507	602	2,422	131
女性	12,854	6,357	6,200	157	6,396	3,025	564	2,807	101

●労働力状態別就業者数（令和2年国勢調査）（人）

	総数 (15歳以上)	労働力 人口	就業者	完全 失業者	非労働力 人口	家事	通学	その他	不詳
総数	23,065	12,619	12,168	451	8,480	2,949	843	4,688	1,966
男性	10,968	6,940	6,634	306	3,090	471	432	2,187	938
女性	12,097	5,679	5,534	145	5,390	2,478	411	2,501	1,028

●産業分類別就業者数（人）

		平成27年国勢調査			令和2年国勢調査		
		総数	男性	女性	総数	男性	女性
実数	総数	14,018	7,818	6,200	12,168	6,634	5,534
	第1次産業	1,228	722	506	1,083	608	475
	第2次産業	3,956	2,916	1,040	3,336	2,418	918
	第3次産業	8,513	4,009	4,504	7,567	3,509	4,058
	分類不能	321	171	150	182	99	83
構成比	総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	第1次産業	8.8%	9.2%	8.2%	8.9%	9.2%	8.6%
	第2次産業	28.2%	37.3%	16.8%	27.4%	36.4%	16.6%
	第3次産業	60.7%	51.3%	72.6%	62.2%	52.9%	73.3%
	分類不能	2.3%	2.2%	2.4%	1.5%	1.5%	1.5%

資料：国勢調査

2 ニーズ調査の概況

(1) 調査の実施状況

- 調査の目的

第3期計画の策定にあたり、子ども・子育て支援に係る市民ニーズを把握するため、市内に居住する0歳から11歳の児童の保護者を対象にニーズ調査を実施しました。

- 調査項目

回答者と子ども及び日常的に子どもの世話をする者に関する設問

回答者のサービス利用状況に関する設問

少子化に伴う施設のあり方に関する設問

市が取り組む子ども子育て支援施策・事業への要望に関する設問

- 調査方法

(1)調査地域 市内全域

(2)調査対象 市内に居住する、令和5年4月1日現在0歳から11歳の児童の保護者 977人

(3)抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出

(4)調査方法 ながの電子申請サービスを利用し、オンラインでの回答を依頼

(5)調査期間 令和6年6月1日から6月21日まで

- 回収率等

(1)回収件数 322件

(2)回収率 32.9%

- 調査結果については別添資料編を参照

3 子育て支援に関する事業の取り組み状況

(1) 児童福祉

① 大田市要保護児童対策地域協議会

平成 16 年 10 月に児童虐待の防止等に関する法律の改正、同 12 月児童福祉法の一部改正が公布され、児童相談に応じることが市町村の業務として法律上位置づけられました。

市では、平成 18 年 11 月に要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応することを目的に「大田市要保護児童対策地域協議会」を設置しました。

② 家庭児童相談室

近年、児童をとりまく社会的経済的環境の変化は著しく、子どもらしく、健やかに成長することが難しくなっている面も見られます。そのため、不登校や自殺、いじめなど、様々な心の問題を抱える児童へのケアについても必要性が高まっています。

家庭児童相談室では、こうした家庭の人間関係の健全化と児童育成の適正化により児童福祉の向上を図るため、市民に気軽に利用できる相談を行っています。

●家庭児童相談室の利用延べ件数

(単位：件)

年度	心身障がい	環境福祉	学校生活等	(※) 知能・言語	家族関係	非行	生活習慣等 性格・	その他	計
令和元	107	253	112	353	148	82	41	24	1,120
令和2	139	412	74	203	122	12	44	103	1,109
令和3	101	317	154	413	77	0	41	44	1,147
令和4	24	589	332	52	100	2	29	30	1,158
令和5	12	235	298	268	135	9	96	130	1,183

※発達障がい含む

③ 大田市児童センター

大田市児童センターは、地域の子どもすべてを対象に、学習や遊びを通じた健全育成を目的とし、子育て支援の拠点、保護者の交流の場所として、平成18年4月にオープンしました。従来の児童館機能に加え、親子で自由に遊べる場所として「子育て支援センター」を設置し、育児相談や子育て講座・教室、サークル活動支援などを実施しています。センターは年末年始以外すべて開所し、子育てを行う家庭やサークル、地域の子育

て支援者に親しまれ、子どもたちにとって安全な居場所として利用できるよう事業展開を図っています。

●児童センターの利用状況

年度	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
開館日数（日）	358	358	357	362	352
利用者数（人）	14,324	12,132	10,792	10,487	11,139
1 日平均 利用者数（人）	40	33	30	29	32

④ 子育て支援センター

大田市児童センター内に、親子で自由に遊べる場所として「子育て支援センター」を設置し、子育て家庭を対象に育児相談や講座・教室、サークル活動支援等の事業を行っています。児童と保護者が利用しやすい体制の整備、広い情報の発信により子育て支援や児童健全育成の推進を目指し、親子で集う場所づくりや、地域との連携により地域で子どもを育てる機運を高めるような事業の開催、総合的な子育て支援のコーディネートを実施しています。

●子育て支援センター利用状況

（単位：人）

年度	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
事業への 参加者数	1,992	1,175	826	1,095	1,362
室の開放 利用者数	10,883	10,800	9,718	9,283	9,834

⑤ ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい人（利用会員）と子育てに協力してくれる人（協力会員）をつないで、利用会員と協力会員の活動をサポートするための連絡・調整を行い、地域の中での子育てを支援する事業です。利用会員に対して協力会員の数が不足している状況にあり、その確保が課題となっています。

●利用状況一覧表

（単位：件）

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
利用活動回数	24	42	11	16	45

⑥ 子育て短期支援事業（子育て支援ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において児童の養育が困難となった場合に、児童を一時的に児童福祉施設等において、宿泊を伴う預かりを行う制度です。

●利用状況一覧表 (単位：人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用延べ人数	25	12	13	34	46

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

市内の概ね生後4カ月の乳児がいる家庭を、民生児童委員と主任児童委員が記念品、子育て支援情報等を持参し訪問します。子育てに関する不安を少しでも解消し、地域で楽しく子育てしていただけるよう応援しています。

●利用状況一覧表 (単位：回)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
訪問実施回数	143	114	110	103	90

⑧ 放課後児童クラブ

就労等により下校後、保護者が不在となる小学校児童の保護及び健全育成を図るため、大町市児童クラブを設置しています。

令和8年4月の小学校再編に伴い、東小、西小、南小、北小の4クラブは北部小及び南部小児童クラブの2クラブに再編されます。

●児童クラブ開設状況

名 称	場 所	開設年月日	令和8年 3月まで	令和8年 4月から
西小児童クラブ	大町市大町 4714 大町市児童センター内	平成 18. 4. 1	○	閉所
北小児童クラブ	大町市大町 5806-8 大町北小学校内	平成 9. 4. 21 (平成 13. 4. 1 移)	○	閉所
南小児童クラブ	大町市常盤 3546-33 大町市ふれあいプラザ内	平成 9. 1. 14 (平成 13. 4. 1 移)	○	閉所
東小児童クラブ	大町市社 6700 大町東小学校内	平成 9. 4. 22	○	閉所
北部小児童クラブ	大町市大町 4528 大町北部小学校内	令和 8. 4. 1 予定	—	○
北部小児童クラブ 分室（仮称）	大町市大町 4714 大町市児童センター内	〃	—	○
南部小児童クラブ	大町市常盤 3546-33 大町市ふれあいプラザ内	〃	—	○
八坂小児童クラブ	大町市八坂 1090 八坂小学校内	平成 12. 4. 1	○	○
美麻小児童クラブ	大町市美麻 11810-1 旧美麻情報センター内	平成 12. 4. 1	○	○

※開設時間は、小学校の下校時から午後6時まで。（休校日にあっては、午前8時から午後6時まで）

※土曜日は児童センター内「西小児童クラブ」において集約して実施しています。

令和8年度以降は、北部小児童クラブ分室（仮称）にて行う予定です。

●児童クラブ利用者数

（単位：日、人）

年度		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
東小児童 クラブ	開所日数	233	238	240	240	240
	利用者数	6,732	4,204	4,282	3,717	3,962
	1日平均	28.9	17.7	17.8	15.5	16.5
	登録児童数	69	54	52	36	43
西小児童 クラブ	開所日数	281	285	289	290	291
	利用者数	8,066	5,128	5,348	6,139	7,989
	1日平均	28.9	18.0	18.5	21.2	27.5
	登録児童数	99	77	76	77	84
南小児童 クラブ	開所日数	233	238	240	240	240
	利用者数	5,574	5,058	4,068	6,003	5,650
	1日平均	23.9	21.3	17.0	25.0	23.5
	登録児童数	83	65	53	69	75
北小児童 クラブ	開所日数	233	239	240	240	240
	利用者数	9,983	6,201	8,123	6,978	7,242
	1日平均	42.8	25.9	33.9	29.0	30.2
	登録児童数	125	90	85	81	86
八坂小児 童クラブ	開所日数	231	220	230	222	234
	利用者数	1,535	903	1,502	775	838
	1日平均	6.6	4.1	6.5	3.5	3.6
	登録児童数	12	11	12	10	7
美麻小児 童クラブ	開所日数	233	239	238	233	238
	利用者数	2,113	1,739	2,963	2,698	1,901
	1日平均	9.1	7.3	12.5	11.6	8.0
	登録児童数	22	20	31	35	35
計	利用者数	34,003	23,233	26,287	26,310	27,582
	登録児童数	410	317	309	308	330

(2) 保育所・認定こども園・家庭的保育事業者

本市では、市立保育所 7 園、認定こども園 3 園及び家庭的保育事業者 1 園を開設しています。定員や入所児童数等については、下表のとおりです。

●保育所施設の状況（令和6年4月1日現在）

園 名	所在地	面積（延床）	定 員	職員
はなのき 保育園	大町 3504 番地 9	1,970.96 m ²	150 人	41 人
あすなろ 保育園	常盤 3601 番地 18	1,815.42 m ²	180 人	36 人
しらかば 保育園	平 9365 番地 3	686.00 m ²	60 人	11 人
どんぐり 保育園	社 4682 番地 26	795.10 m ²	60 人	11 人
たけのこ 保育園	八坂 1073 番地	597.90 m ²	45 人	5 人
みあさ 保育園	美麻 11780 番地 8	460.42 m ²	45 人	0 人
くるみ 保育園	大町 5560 番地 25	1,489.58 m ²	110 人	25 人
計	7 施設	7,815.38 m ²	650 人	129 人

※みあさ保育園は、令和5年4月以降休園中

●認定こども園施設の状況（令和6年4月1日現在）

園 名	所在地	面積（延床）	定 員	職員
大町 幼稚園	大町 2663 番地 1	626.00 m ²	45 人	23 人
こまくさ 幼稚園	大町 4170 番地 2	498.97 m ²	80 人	18 人
りんどう 幼稚園	平 5424 番地 1	603.70 m ²	70 人	24 人
計	3 施設	1,728.67 m ²	195 人	65 人

●家庭的保育事業者の状況（令和6年4月1日現在）

園 名	所在地	面積（延床）	定 員	職員
きらり大町 総合病院園	大町 3122 番地 6	72.50 m ²	5 人	4 人
計	1 施設	72.50 m ²	5 人	4 人

●保育所入所児童の状況（各年４月１日現在）

（単位：人）

	令和元年		令和２年		令和３年		令和４年		令和５年	
	定員	入所 児童 数	定員	入所 児童 数	定員	入所 児童 数	定員	入所 児童 数	定員	入所 児童 数
はなのき 保育園	150	120	150	123	150	113	150	100	150	108
あすなろ 保育園	180	134	180	134	180	119	180	114	180	108
しらかば 保育園	60	17	60	25	60	22	60	20	60	28
どんぐり 保育園	60	36	60	36	60	29	60	29	60	26
たけのこ 保育園	45	19	45	15	45	17	45	17	45	15
みあさ 保育園	45	14	45	9	45	8	45	4	45	0
くるみ 保育園	110	75	110	69	110	65	110	61	110	63
計	650	415	650	411	650	373	650	345	650	348

※みあさ保育園は、令和５年４月以降休園中

●認定こども園入所児童の状況（各年４月１日現在）

（単位：人）

	令和元年		令和２年		令和３年		令和４年		令和５年	
	定員	入所 児童 数	定員	入所 児童 数	定員	入所 児童 数	定員	入所 児童 数	定員	入所 児童 数
大町 幼稚園	55	47	55	52	55	48	45	40	45	43
こまくさ 幼稚園	80	62	80	67	80	64	80	72	80	62
りんどう 幼稚園	70	61	70	66	70	55	70	54	70	60
計	205	170	205	185	205	167	195	166	195	165

4 第2期計画における子育て支援事業の実績

第2期計画の実績については、確定している令和5年度分までとなります。

(1)「幼児期の教育・保育」の見込みに対する実績

保育所、認定こども園等施設型、小規模保育、家庭的保育等地域型に関する、令和2～5年度の4年間にわたる量の見込みに対しての実績は次のとおりです。

○1年目（令和2年度）

（単位：人）

項目	保育認定	1号	2号		3号	
	保育の必要性	なし	あり		あり	
	事業	3－5歳 教育のみ	3－5歳 幼稚園利用	3－5歳 保育利用	1・2歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		130	11	360	102	30
②確保の内容		130	11	360	102	30
	教育・保育	130	11	360	102	30
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
②－①		0	0	0	0	0
利用実績		123	74	297	108	20

○2年目（令和3年度）

（単位：人）

項目	保育認定	1号	2号		3号	
	保育の必要性	なし	あり		あり	
	事業	3－5歳 教育のみ	3－5歳 幼稚園利用	3－5歳 保育利用	1・2歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		135	15	350	115	30
②確保の内容		135	15	350	115	30
	教育・保育	135	15	350	115	30
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
②－①		0	0	0	0	0
利用実績		115	65	268	107	18

○3年目（令和4年度）

（単位：人）

項目	保育認定	1号	2号		3号	
	保育の必要性	なし	あり		あり	
	事業	3－5歳 教育のみ	3－5歳 幼稚園利用	3－5歳 保育利用	1・2歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		140	20	350	120	30
②確保の内容		140	20	350	120	30
	教育・保育	140	20	350	120	30
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
②－①		0	0	0	0	0
利用実績		126	58	239	98	20

○4年目（令和5年度）

（単位：人）

項目	保育認定	1号	2号		3号	
	保育の必要性	なし	あり		あり	
	事業	3－5歳 教育のみ	3－5歳 幼稚園利用	3－5歳 保育利用	1・2歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		140	20	350	120	30
②確保の内容		140	20	350	120	30
	教育・保育	140	20	350	120	30
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
②－①		0	0	0	0	0
利用実績		107	59	242	106	19

○量の見込みに対する実績について

各年度の出生数を150人と想定し、認定こども園・保育園の就園率等の推計により見込んでいますが、利用実績は見込みを下回っており、確保量としては充足していると考えます。

(2)「地域子ども・子育て支援事業」に関する見込みに対する実績

令和2～5年度の4か年間にわたる量の見込みに対する実績は次のとおりです。

○利用者支援事業

(単位：カ所)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み		1	1	1	1
②確保の内容		1	1	1	1
	子育て支援センター	1	1	1	1
②ー①		0	0	0	0
実績		1	1	1	1

○地域子育て支援拠点事業

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み		14,000	14,000	14,000	14,000
②確保の内容		14,000	14,000	14,000	14,000
	子育て支援センター	11,500	11,500	11,500	11,500
	保育園（はなのき・くるみ・あすなろ）	2,500	2,500	2,500	2,500
②ー①		0	0	0	0
実績（子育て支援センター分）		10,800	9,718	9,283	9,834
実績（保育園分）		2,592	1,900	1,382	2,110
実績（合計）		13,392	11,618	10,665	11,944

○妊婦健康診査

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み		150	150	150	150
②確保の内容		150	150	150	150
	市内医療機関	150	150	150	150
②ー①		0	0	0	0
実績		133	120	133	97

○乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み		150	150	150	150
②確保の内容		150	150	150	150
	乳児家庭全戸訪問事業	150	150	150	150
②－①		0	0	0	0
実績		114	110	103	90

○養育支援訪問事業その他要支援児童要保護児童の支援に資する事業（単位：人/年）

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み		30	30	30	30
②確保の内容		30	30	30	30
	保健センターによる訪問	30	30	30	30
②－①		0	0	0	0
実績※		0	12	3	7

○子育て短期支援事業

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み		20	20	20	20
②確保の内容		20	20	20	20
	委託事業として確保	20	20	20	20
②－①		0	0	0	0
実績		12	13	34	46

○ファミリー・サポート・センター事業

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み		80	80	80	80
②確保の内容		80	80	80	80
	児童センター等	80	80	80	80
②－①		0	0	0	0
実績		42	11	16	45

○一時預かり及び認定こども園の預かり保育

・認定こども園の預かり保育〔1号認定における定期利用〕

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み		5,500	6,000	6,500	6,500
②確保の内容		5,500	6,000	6,500	6,500
	認定こども園	5,500	6,000	6,500	6,500
②－①		0	0	0	0
実績		1,886	1,744	966	734

・認定こども園の預かり保育〔2号認定における定期利用〕

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み		200	200	210	210
②確保の内容		200	200	210	210
	認定こども園	200	200	210	210
②－①		0	0	0	0
実績		438	376	449	434

・一時預かり及び認定こども園の預かり保育〔上記以外〕

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み		1,000	1,000	1,100	1,100
②確保の内容		1,000	1,000	1,100	1,100
	保育所	800	800	850	850
	認定こども園	200	200	250	250
②－①		0	0	0	0
実績（保育園）		1,171	1,066	1,021	909
実績（認定こども園）		1,186	393	438	696
実績（合計）		2,357	1,459	1,459	1,605

○延長保育事業

(単位：人/年)

項目	事業	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
①量の見込み		3,500	3,500	4,000	4,000
②確保の内容		3,500	3,500	4,000	4,000
	保育所	2,500	2,500	3,000	3,000
	認定こども園	1,000	1,000	1,000	1,000
②－①		0	0	0	0
実績（保育所）		1,914	1,343	1,323	1,611
実績（認定こども園）		603	600	186	978
実績（合計）		2,517	1,943	1,509	2,589

○病児・病後児保育事業

(単位：人/年)

項目	事業	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
①量の見込み		205	265	320	375
②確保の内容		205	265	320	375
	病児保育	200	250	300	350
	病後児保育	5	15	20	25
②－①		0	0	0	0
実績		40	81	113	158

○放課後児童クラブ

・[低学年]

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み		300	300	300	300
②確保の内容		300	300	300	300
	市内6児童クラブ	300	300	300	300
②－①		0	0	0	0
実績		221	229	210	240

・[高学年]

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み		110	110	110	110
②確保の内容		110	110	110	110
	市内6児童クラブ	110	110	110	110
②－①		0	0	0	0
実績		96	80	98	90

第3章 計画の理念と基本方針

1 計画の基本理念

基本理念

「おおまちっ子」が主人公

いきいき・健やかに育む子ども・子育てのまちをめざして

「大田市子ども・子育て支援事業計画」は、子どもや子育てをめぐる考え方の基本として「主人公である子ども自身の立場や視点」を重視することとしています。

様々な子ども・子育て関連の事業やサービスが充実しつつあるなか、保護者の立場や社会的な利便性ばかりでなく、子ども自身にとっての心地良さや育みの環境づくりが大切です。

令和5年12月22日に閣議決定された「こども大綱」は「こどもまんなか社会」の実現を目指すとしています。こどもまんなか社会とは「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神に則り、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活をおくることができる社会」とされています。

大田市版「こどもまんなか社会」の実現に向け、上記の基本理念をきっかけ、大田市の豊かな自然環境のもとで、「おおまちっ子」がいきいきと育ち、子育ても安心・充実して行える環境づくりのために、地域住民や社会資源の幅広い参画や連携により効果的な取り組みをすすめていきます。

2 計画の基本方針

子どもや子育ての環境づくりは、様々な分野に関わるものであり、まちづくり全般の視点で進めていく必要があります。

「おおまちっ子」が豊かに育まれる環境づくりに向け、本計画では3つの基本方針を設定し、バランスの取れた多様な取り組みを進めていくことをめざします。

保護者や地域社会、行政など、あらゆる対象が子どもや子育てをともに考え、多様な

取組みを実践することによって、「おおまちっ子」がいきいきと育まれる環境の実現に向け、より効果的な取組みを進めていきます。

（１）子どもの育ちを支える取組みの推進

子どもは未来を担う社会の希望です。

大人が子ども一人ひとりの人権を十分に尊重することは、親や社会から尊重され、自らをかけがえのない存在と知った子どもは他人の人権も尊重できるようになります。

また、子どもは本来、自ら成長する力をもっています。子どもの未熟な部分に対しては社会的な支援が必要ですが、大人へと成長していくためには、子ども自身が将来に夢をもち、夢を実現するため努力を重ねることが必要です。思いやりの心と生きる力を育み、それぞれの夢に向かって子どもが自立できる環境づくりをすすめます。

（２）子育て家庭への支援の充実

家庭は子どもにとって、温かい成長の場という重要な役割をもっています。しかし、子育ての負担が母親に集中している家庭も多く、中には「子育てが不安」「ゆとりがない」といった声も聞かれます。

また、食事をはじめとする生活習慣の基礎から、ルールを守ること、責任を果たすことの大切さを、親がしっかりと伝えていくためには、子どもとしっかり向き合い、子どもを見つめる時間（ゆとり）が親には必要で、さらには、子どもが健やかに成長するためには、安心して過ごすことのできる家庭環境が必要となります。

子育て世代に対する地域の支援体制の充実を図るとともに、男女が互いに尊重し、助けあいながら子育てする、ゆとりある家庭づくりを支援します。

第3期計画から、子ども・子育て支援事業のうち6事業（子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）が家庭支援事業として位置付けられました。家庭支援事業については、市町村が必要に応じて利用勧奨または利用措置による事業提供も可能とされ、子育てにおいて家庭及び保護者の支援の重要性が示されています。

（３）子育てを支える地域づくり

子どもの意識や行動は、社会の鏡でもあります。子どもの問題を検討する前提に、おとな社会の問題解決があることを忘れてはならないでしょう。特に、地域には子育ての重要な役割があります。

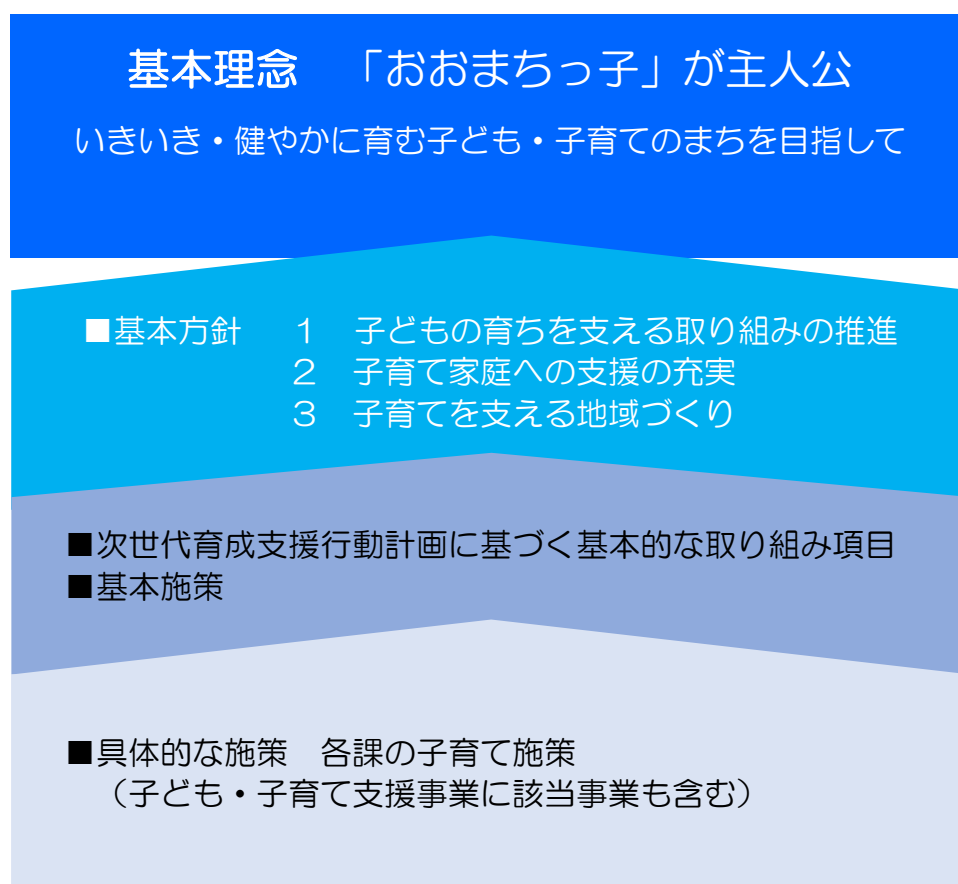
危険なときの保護、行いを正す指導などがスムーズに行われるためには、子どもとおとなの信頼関係の確立など、地域の教育力の向上が必要です。そのためには、子どもおとなに関わらず、地域で暮らす様々な人との交流や生活体験、社会体験や自然体験などの体験を通して、これからの社会を生き抜く力を育むことが必要となります。

子どもの「生きる力」を育むために、子どもの成長を支える家庭と地域、教育・保育施設や学校など関係機関が連携して、地域力の強化と安定的な地域社会を構築することで、子どもがいきいきと学び、遊び、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを促進します。

3 施策の体系

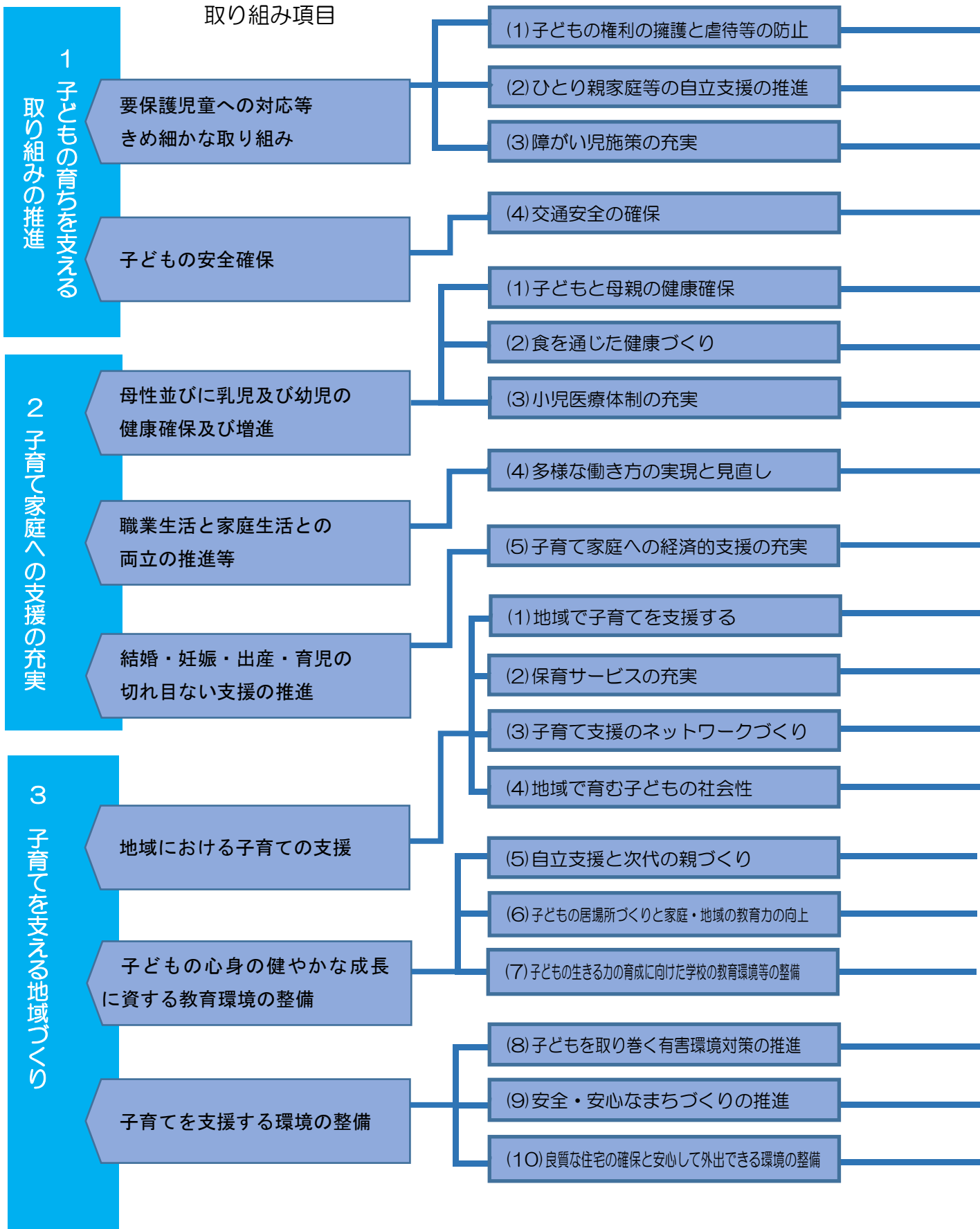
基本理念“「おおまちっ子」が主人公”を支える基本方針として「1 子どもの育ちを支える取り組みの推進」「2 子育て家庭への支援の充実」「3 子育てを支える地域づくり」の3本柱を据え、各基本方針に紐づく具体的な施策を次世代育成支援法に基づく「大町市次世代育成支援行動計画」の基本的な取り組み事項別に記載しています。

第4章に列挙した具体的な子育て施策のうち「子ども・子育て支援事業」として位置付けられている事業については、第5章に事業の内容及び「量の見込み」「提供体制」等を記載し、子ども・子育て支援事業計画としています。



○大町市の子育て施策体系図

■基本方針 ■市町村行動計画に基づく
取り組み項目



■具体的な施策

1 要保護児童対策地域協議会の充実 2 虐待に関する相談の充実 3 虐待の早期発見と予防 4 不登校等の対策 5 こんにちは赤ちゃん訪問事業 6 こども家庭センター事業 7 児童育成支援拠点事業 8 利用者支援事業 9 子育て短期支援事業 10 子育て世帯訪問支援事業
11 ひとり親家庭等の親への自立、就業支援 12 児童扶養手当の支給 13 母子及び父子並びに寡婦福祉金の貸付 14 大町市自立支援教育訓練給付金支給事業 15 大町市高等技能訓練促進費支給事業
16 タイムケア事業 17 特別児童扶養手当の支給 18 児童補装具給付事業 19 障害児福祉手当の支給 20 重度心身 障害児福祉手当の支給 21 保育所等における相談事業 22 母子通園施設の充実 23 療育教室の開催 24 短期入 所事業の充実 25 日中一時支援事業 26 障害児通所事業
27 生活の道路の整備 28 交通安全施設の整備 29 交通安全教室の開催 30 通学路の安全確保
31 母子健康手帳の交付 32 両親学級の開催 33 妊婦歯科健康診査 34 新生児訪問指導 35 妊産婦訪問指導 36 育児相談 37 保育所等健康診断・歯科検診 38 乳幼児訪問指導 39 妊婦一般健康診査の実施 40 乳児一般健康 診査の実施 41 離乳食教室の開催 42 乳幼児健康診査・相談事業 43 4・5 歳児健康診査 44 親子教室・親子ひろ ばの開催 45 予防接種の実施 46 子ども福祉医療費の支給 47 出産祝金の支給 48 子育て支援・母子保健啓発活 動 49 不妊治療助成事業 50 不育治療助成事業 51 5 歳児発達相談 52 女性のからだ相談 53 出張講座 54 産婦健康診査 55 養育支援訪問事業 56 産後ケア事業 57 出産・子育て応援給付金 58 妊婦等包括相談支援事業
59 食育事業の推進 60 ボランティア（食生活改善推進員等）の活動支援 61 食に関する情報提供
62 病院群輪番制病院運営事業 63 休・祝日緊急当番医（内科）事業 64 休・祝日歯科緊急当番医事業
65 男女共同参画の推進 66 男女共同参画推進フォーラムの開催 67 育児休業取得の推進と支援 68 再就職支援 69 男女共同参画に冠する情報提供 70 企業・団体などへの啓発
71 生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業） 72 子ども・若者社会参加支援事業 73 児童手当の支給 74 育児家庭応援事業 75 就学援助費の支給 76 入学祝い商品券の交付 77 幼児教育・保育の無償化 78 おうち子育て応援事業
79 子育て支援員の養成 80 ファミリー・サポート・センター事業 81 休日保育事業 82 保育所等の園開放 83 子育て相談（保育所等） 84 病児・病後児保育事業 85 地域子育て支援拠点事業 86 子育て情報誌の発行 87 子育て応援ガイド・マップの作成 88 子育て講演会・講座・教室の開催 89 家庭児童相談の充実
90 通常保育事業 91 延長保育事業 92 障がい児保育事業 93 地域活動事業 94 乳児保育事業 95 相談窓口の設置 96 保育所等の整備 97 一時預かり事業 98 乳児等通園支援事業
99 保育サポーターの養成と活動 100 読み聞かせボランティアの養成と活用 101 民生児童委員・主任児童委員の 活動 102 子育てサークル育成支援 103 学校支援ボランティア組織の体制整備と活用
104 スポーツ少年団姉妹都市交流会 105 スポーツ振興事業補助金 106 スポーツ教室の開催 107 スポーツ大会の 開催 108 総合型地域スポーツクラブの育成支援 109 スポーツ用具の貸し出し 110 地域文化の継承 111 みどりの少年団 112 子どもの郷土学習活動推進事業 113 山岳博物館入館料無料 114 山博こども夏期大学の 開催 115 自然保育の推進 116 青少年相談事業の充実 117 街頭補導活動の推進 118 ギャラリーいいいずらの活用 119 伝統芸能伝承活動 120 人権教育の推進 121 「おおまちの子」表彰 122 郷土カルタ餅つき大会 123 ジュニアリーダー研修
124 ふれあい体験学習（思春期体験事業） 125 青少年リーダー研修等への参加 126 花嫁・花婿銀行 127 就労生活支援 128 親子関係形成支援事業
129 放課後児童対策の充実 130 放課後児童クラブの充実 131 放課後子ども教室の推進 132 家庭教育学級の開催 133 父親の子育て参加推進事業 134 青少年育成市民大会 135 子ども体験学習号運行事業 136 地域子育てでセミナ ー 137 P T A 子ども会活動 138 子ども会育成会 139 各種教室の開催 140 児童遊園地の整備 141 子どもの遊び 場設置事業 142 学校遊具の整備 143 公園遊具の点検
144 個に応じた多様な指導方法の充実 145 基礎を理解する指導計画の改善・充実 146 子ども読書活動推進事業 の実施 147 A L T の活用 148 学校支援ボランティアの活用 149 総合的な学習の推進 150 学校との連携授業 （市内小学校の博物館活用授業） 151 キャリア教育の推進 152 人権教育の充実 153 郷土学習冊子の配布 154 通学合宿 155 国際交流 156 山村留学制度の推進 157 芸術鑑賞会の実施 158 教育相談体制の充実 159 特色ある学校づくり事業 160 体育授業の充実 161 運動部活動の支援 162 保健事業の実施 163 各種競技会 への参加支援 164 歯科保健対策の推進 165 小児生活習慣病予防 166 体力向上への取り組み 167 開かれた学校 づくり 168 大町市教育振興基本計画の策定 169 学校施設整備 170 保育所・認定こども園と小学校の連携 171 生活習慣の改善
172 有害環境浄化活動 173 有害自販機NO宣言 174 感染症・エイズ教育 175 高度情報化社会に対する教育
176 防犯灯整備 177 情報提供 178 防犯対策の充実 179 防犯ブザー及び熊鈴の配布 180 自主防犯活動の推進 181 安全教育の推進 182 関係機関との連携 183 被害に遭った子どもの保護の推進 184 危険予防 185 青色パトロール
186 公営住宅の建替え 187 給湯・浴槽設備の整備 188 中層住宅におけるエレベーターの整備 189 公共施設のユ ニバーサルデザイン化推進 190 多目的トイレ等の設置及び改修 191 公園や遊具に関する情報提供 192 住宅取得に対する助成

※事業名に付番された番号は次項からの施策の展開に記載の事業番号

第4章 基本施策の展開（大町市次世代育成支援行動計画）

基本方針に沿って子育てに関する市の施策の展開と事業内容について記載します。記載事業のうち、子ども・子育て支援事業に該当するものについては事業名下に【支援事業】と明記しています。

1 こどもの育ちを支える取り組みの推進

（１）子どもの権利の擁護と虐待等の防止

◆現状と課題◆

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、長時間労働は全体的に減少傾向にあるものの、子育て期にある三十代及び四十代の男性で長時間労働を行う者の割合は依然として高い水準にあります。このような社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした状況の中、子どもに対する家庭内での虐待行為は後を絶たず、本市においても潜在的な虐待行為が存在する可能性は否定できない状況です。

◆施策◆

① 子どもの権利擁護

子どもの命が危険にさらされることのないよう、また、成長を続ける一人の人間として、大人同様に、子どもの権利がまもられるよう、関係機関と連携してその擁護に努めます。

体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や、体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、こども家庭センターや乳幼児健診の場、地域子育て支援拠点、地域子育て相談機関、保育所、学校等も活用して普及啓発活動を行います。また、保護者として監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを周知していきます。

ヤングケアラーについては、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法の一部改正がなされ、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義され、ヤングケアラーを、本来守られるべき子どもの権利が守られていない状態であるとし、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象とされました。また、自治体毎の役割を明確化し18歳未満は主に市区町村、18歳以上は主に都道府県で対応することとされました。

② 虐待の防止と早期発見・早期対応

虐待リスクが高いといわれる産後の初期段階における母子や、支援を必要とする妊婦への支援として妊婦等包括相談支援事業、産後ケア事業及び乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握していきます。また支援が必要な者に対するサポートプランを作成し、家庭支援事業等の適切な利用につなげます。

こうした対応を円滑に行えるよう、こども家庭センターを整備し、児童福祉機能と母子保健機能の緊密な連携を図るとともに、地域子育て相談機関を始めとする地域における相談窓口や地域子育て支援拠点の設置を促進し、相談窓口の周知・徹底を含めた相談・支援につながりやすい仕組みづくりに努めます。

あわせて、乳幼児健康診査の未受診者及び受診後に経過観察等が必要な者、未就園の子ども並びに不就学等の子どもに関する定期的な安全確認を行います。

③ いじめの防止

いじめに関する研修への積極的な参加を促すとともに、保育士や教師と家庭との連携強化により、いじめの発生防止を図るとともに、早期対応を促進します。

◆これまでの主な取り組みと今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
1	要保護児童対策地域協議会の充実 (子育て支援課)	「こども家庭センター」を設置し、当協議会を中心とした関係機関による連携及び地域ネットワークを強化し、児童虐待や特定妊婦等の発生予防、早期発見及び早期対応に努める。	現在行っている代表者会議と実務者会議の開催を継続し、保護や支援を要する児童や家庭の早期発見や早期介入を図り、適切な対応と支援を行う。
2	虐待に関する相談の充実 (子育て支援課)	家庭児童相談員・ケースワーカーによる相談、助言及び指導。	相談員間の連携や、教育委員会との情報共有等により相談業務の充実を継続し、児童・生徒の支援及び保護につなげる。
3	虐待の早期発見と予防 (子育て支援課)	健康相談や健康診断、保育所や学校等の所属先との連携などあらゆる機会をとらえて早期発見に努める。	関係機関との懇談会の開催や、より細やかな観察等による虐待等の兆候の発見に向けた対応を継続し、早期発見と予防に努める。
4	不登校等の対策 (学校教育課)	不登校、ひきこもり等の児童生徒の早期対応、状況把握、個々に応じた自立支援、中間教室の活用、登校支援教諭の配置。	各児童生徒、家庭状況に応じた悩みや課題の早期発見、早期対策に向けスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、関係機関との連携強化、教育支援センター「アルプスの家」による支援などにより、児童生徒の自立を図る。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
5	こんにちは赤ちゃん訪問事業 【支援事業】(4) (子育て支援課)	主任児童委員、民生児童委員が生後 4 か月頃に乳児を養育する家庭を訪問し、保護者の様子や育児の状況を聞き取り必要な支援につなげる。	転入や出生届の手続きの際に事業の趣旨を説明し、理解を得て訪問を行い、子育てに関する情報提供や支援を要する家庭の発見に努める。
6	こども家庭センター事業 (子育て支援課)	母子保健機能と児童福祉機能の連携により、子育て世帯に対する一体的な支援を切れ目なく行う。	令和 7 年度から保健センター及び子育て支援課内の 2 拠点体制でセンター事業を実施し、母子保健及び児童福祉機能の連携強化を図る。
7	児童育成支援拠点事業 (見守りサポート事業 通所支援) 【支援事業】(13) (子育て支援課)	児童福祉施設等の居場所に通所させることで児童の見守りを行う。主として要保護・要支援児童を対象とする。	要保護・要支援児童の家庭への介入の端緒としてまた継続的な状況把握のため、見守りが必要な家庭に適切に利用を促していく。
8	利用者支援事業 【支援事業】(1) (市民課) (子育て支援課)	児童と保護者の身近な場所で子育てサービスの適切な利用を促す。	令和6年度まで保健センター内の「包括支援センターおおぞら」で実施。令和7年度からは「こども家庭センター」母子保健担当で実施していく。
9	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)【支援事業】(6) (子育て支援課)	保護者の病気等の理由で家庭での養育が一時的に困難となった場合、対象児童を児童養護施設などで預かる事業	ショートステイ受け入れ先の開拓、事業の周知など必要な方が確実にサービス利用できる体制を整えるとともに、相談支援のなかで親子が一定の間距離をとることが必要と判断した家庭にはサービス利用を勧奨していく。
10	子育て世帯訪問支援事業 【支援事業】(12) (子育て支援課)	家事負担や養育不安を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等を対象に、訪問支援員が訪問家事支援等を行う。	訪問支援員が訪問し悩みの傾聴や家事支援、育児支援を行い、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの軽減を図り、ヤングケアラーの解消につなげる。
廃止	子ども家庭総合支援拠点事業【令和6年度末で廃止】 (子育て支援課)	児童虐待等の予防、早期発見及び早期対応の、より一層の拡充を図るため、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に専門的な相談対応や必要な調査、家庭訪問等継続的な支援を行う。	令和 3 年度に設置し、支援や相談を要する家庭に対しての相談体制や継続的な支援を行ってきた。今後は母子保健部門との連携も含め、こども家庭センター事業へ移行する。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

◆現状と課題◆

全国的に離婚率が上昇しており、大町市でもひとり親家庭への支援はさらに重要になっています。母子家庭・父子家庭ともに、子育てをしていく上で、生活・就労・養育など複数の問題を抱えているため、経済的支援にとどまらず、社会的・精神的不安の解消や自立支援の具体的な取り組みを充実していく必要があります。

◆施策◆

① ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭等の自立と生活の安定のために、母子・父子自立支援員を配置し、就業支援員とともに、子育てや日常生活の相談、就業に関する相談、経済的な支援、必要な技能や知識を身につけるための情報提供の充実を図ります。

また、ひとり親家庭の親子が地域社会で孤立することがないように、近隣住民の理解と協力を促します。

◆これまでの主な取り組みと今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
11	ひとり親家庭等の親への自立、就業支援 (子育て支援課)	市母子・父子自立支援員及び、中信地区担当の就業支援員による自立支援、就業支援。	支援を要する対象者の実態把握を適切に行い、必要とする支援をきめ細かに実施する。
12	児童扶養手当の支給 (子育て支援課)	「児童扶養手当法」に基づく手当の支給。	窓口等において支給対象者に制度と申請について説明を行い、適正な支給を行う。
13	母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付 (子育て支援課)	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく生活資金及び就学資金等福祉資金の貸付け。	貸付制度の周知、希望者へは説明や個別相談を行い、必要とする方へ貸し付けが行われるよう支援する。
14	大町市自立支援教育訓練給付金支給事業 (子育て支援課)	ひとり親家庭の自立促進のため、ひとり親家庭の親が自立支援教育訓練を受講する場合、その受講料の一部を給付。	窓口等において給付金制度の説明及び周知を行い、個別相談から必要とする方へ支給されるよう支援を行う。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
15	大田市高等技能訓練促進費支給事業 (子育て支援課)	ひとり親家庭の生活の安定等のため、ひとり親家庭の親が養成訓練を受講した場合、高等技能訓練促進費を支給。	窓口等において事業の説明及び周知を行い、必要とする方へ支給されるよう支援を行う。

(3) 障がい児施策の充実

◆現状と課題◆

発達障がいや身体・知的等の障がいのある児童本人や保護者の意志を尊重しながら、特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、自立支援医療（育成医療）の給付、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供を行うことが重要です。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の総合的な取組を推進することが必要です。

◆施策◆

① とともに生きる環境の整備促進

地域において障がい児を支援する体制を整備するに当たっては、こども家庭センターによる地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援等の活用を通して、保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校、特別支援学校等の育ちの場において関係者が連携・協力しながら地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進することが必要となります。

② 発達障がいへの対応

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診断等を推進することが必要です。

なお、障がいの見極めや療育指導に配慮の必要な発達障がいについて、情報の提供や相談体制の整備を図るとともに、療育や生活支援サービスの整備に努めます。子どもに関わるすべての関係機関との連携を図り、相談から支援へとつなげていく体制の強化を進めます。

③ 経済的負担の軽減と自立への支援

通園、通学費の助成、特別児童扶養手当などにより、経済的負担の軽減を図ります。

また、子どもたちの将来の自立に向けた支援を推進していきます。

◆これまでの主な取り組みと今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
16	タイムケア事業 (福祉課)	家族支援等のために、在宅の障がい児が家庭において一時的に介護が必要な場合、登録した知人等の介護人に一時的な介護を依頼する事業。	今後も事業継続し、必要とする家庭の支援を行う。
17	特別児童扶養手当の支給 (子育て支援課)	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給。	窓口等において支給対象者に制度と申請について説明を行い、適正な支給に努める。
18	児童補装具給付事業 (福祉課)	「障害者総合支援法」に基づく補装具の交付又は費用の支給。	引き続き、支援を必要とする対象者及び保護者へ、適切な制度説明や、適正な給付を実施する。
19	障害児福祉手当の支給 (福祉課)	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給。(在宅の重度障がい者に支給)	引き続き、支援を必要とする対象者及び保護者へ、適切な制度説明や、適正な給付を実施する。
20	重度心身障害児童福祉手当の支給 (子育て支援課)	重度心身障がい児童を対象として、その保護者に手当を支給。	窓口等において支給対象者に制度と申請について説明を行い、適正な支給に努める。
21	保育所等における相談事業 (子育て支援課)	障がい児等療育支援事業及び児童発達支援巡回業務として、発達専門相談員が保育園・認定こども園等を巡回し相談対応。また定期的に家庭児童相談員が園を巡回し支援につなげる。	継続して実施し、認定こども園・保育所・小学校の相談体制の連携を図るとともに、発達支援の充実を図る。
22	母子通園施設の充実 (子育て支援課)	発達支援が必要な幼児と保護者を対象に、日常生活の基本動作の指導や、集団生活への適応訓練を提供する。	発達支援及び保護者支援を実施。基本的な生活習慣や親子の関わり、遊び方等を伝え、実践・確認を繰り返しかかわり方を整えていく。スペースの確保については現在も課題がある。週5日開所、うち週2日は2クラス/日開催。月1回OB会を開催。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
23	療育教室の開催 (子育て支援課)	あゆみ園に母子参加型の療育教室の場を設けて小集団療育を実施。 市内小学生参加希望者にSST教室を実施。(事業所に事業委託)	母子通園施設あゆみ園で療育支援を行う。SST教室は、コミュニケーションスキルを学び社会性を伸ばすことを目的に、NPO法人に委託して小学2～5年生の希望者に実施。
24	短期入所事業の充実 (福祉課)	在宅の障がい児が一時的に家庭での介護が困難な場合に、障がいに応じた施設等で介護を実施。	今後も現存施設との入所調整を行いながら、対応方法について既存施設と相談、調整する。
25	日中一時支援事業 (福祉課)	日中監護する者がいない場合、登録された事業所に一時的に見守り等の支援を依頼する事業。	今後も事業継続し、必要とする方への支援を行う。
26	障害児通所事業 (子育て支援課)	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問事業など、障がい児の生活能力の向上を目指し療育を提供する。	発達障がい児の生活能力の向上のため、乳幼児期の早期発見から、丁寧な相談支援による保護者の障がい受容のための支援により、適切なサービス提供につなげ、児童の自立と将来の社会参加を促している。

(4) 交通安全の確保

◆現状と課題◆

子どもが交通事故に巻き込まれる危険性は、高齢者とともに極めて高いことから、交差点の改良や歩道整備、地域の実情に応じた横断歩道や信号機等の交通安全施設の設置を進めるとともに、学校教育等における交通安全教育の充実を図る必要があります。

◆施策◆

① 交通安全施設の整備

交差点改良等による道路危険個所の解消、歩道やガードレールの設置にとどまらず、大町警察署や市交通安全団体等と連携し、横断歩道や信号機の設置等、交通安全施設の整備、交通規制の見直し等を行います。

② 交通安全教育の充実

交通安全教室等の充実、自転車の運転指導等により、子どもの交通安全意識の向上を

図るとともに、ドライバーの交通マナーの向上と歩行者、自転車の安全に対する注意を喚起します。

◆これまでの主な取り組みと今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
27	生活の道路の整備 (建設課)	道路・歩道の整備。	通学路交通安全プログラムによる要対策箇所計128箇所(H26～累計)のうち、111箇所に対策を実施済(一部実施含む)。引き続き通学路を中心に交通安全対策の充実を図る。
28	交通安全施設の整備 (建設課)	交通安全施設(道路照明、道路標識、路面標示、カーブミラー、ガードポスト等)の新設及び更新。	通学路交通安全プログラム及び地域要望等を踏まえ、交通安全施設の新設及び更新を実施。引き続き通学路を中心に交通安全対策の充実を図る。
29	交通安全教室の開催 (市民課)	保育所・認定こども園・小・中学校における交通安全教室の開催。チャイルドシートの定着、自転車の乗り方など講習会の開催。	認定こども園、小学校と連携し、市交通指導員とともに交通安全教室へ参加。保育所・認定こども園・小中学校と連携し、子どもたちが正しい交通ルール、交通マナーを身につけられるよう、県交通安全教育支援センター、市交通指導員とともに交通安全教育を実施する。
30	通学路の安全確保 (学校教育課)	学校・PTA・道路管理者・警察等、関係機関が参画する大町市通学路安全推進会議を中心に、通学路の合同点検を継続実施。通学路安全プログラムによる計画的な施設整備、「子ども安心安全マップ」等を活用し、学校・家庭・地域等が情報を共有して安全確保に努める。	年度当初に市内の小学1年生全員に黄色いランドセルカバーを贈呈している。 今後もカバーの反射機能による、自動車等に対する注意喚起のため、継続して実施していく。

2 子育て家庭への支援の充実

(1) 子どもと母親の健康確保

◆現状と課題◆

支援が必要な親子を適切に支援につなげるためには、妊娠期から出産、子育て期に渡り、相談支援先との信頼関係が大切です。

地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要です。このため、妊婦健康診査を始め、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他の母子保健関連施策等を推進することが必要となります。

特に、若年出産や高齢出産などに関して、経済的・身体的な負担やリスク等に対する正しい知識の普及や相談・指導の充実、結婚・出産についての意識啓発などに努める必要があります。さらに、産科・小児科専門医師の確保や定期健診を受けない母子に対してのフォローなどが課題になっています。

◆施策◆

① 保健相談・指導の充実

家庭教育のための保健相談や指導の充実により、結婚や出産についての啓発に努めるとともに、出産についての知識の普及を図ります。また、妊婦相談から、乳幼児健診、育児相談、離乳食教室、予防接種など、様々な機会をとらえて、育児不安の解消に努めます。さらに、父親の子育てへの参加意識と理解を深め、両親がお互いをいたわり、支え合いながら安心して子育てができる環境づくりを目指します。

② 妊娠・出産・育児期における保健サービスの充実

健康に妊娠・出産期を過ごせるよう、妊婦・乳児健康診査などの支援を行っています。妊婦に対する健康診査及び産後ケア事業の実施に当たっては、医療機関との連携体制の構築が重要であることから、必要に応じて周産期医療体制や精神疾患の医療体制との連携を図ることとします。

また、子育て中の親の健康も重要であることから、託児サービスなどによって親が健診を受けやすい環境をつくり、第2子以降の妊娠・周産期の母子の健康維持に努めます。

③ 子どもの健やかな発達の促進

子どもの健康は親にとって最大の関心事であり、乳幼児期には「病気や発育・発達」「食事や栄養」の悩みや不安をあげる人が多く、特に子育てに不慣れなまま迎える第1子の病気は親の不安を増大させます。健康の基礎をつくる大事な乳幼児期に安心して過ごせるよう、健康診査などを通して子どもの成長・発達に関する正しい知識の普及や子

育てに関する学習の促進、相談活動の充実により、親が主体的に健康づくりや子育てに取り組めるよう子育ての不安解消を図ります。

④ 不妊・不育治療費助成の実施

子どもを授かりたいのに子どもができない場合や、妊娠はするものの流産、死産等をくりかえす場合に、不妊・不育の治療を受けるケースが増加していることを受け、不妊・不育治療費の助成を行います。

◆これまでの主な取り組みと今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
31	母子健康手帳の交付 (市民課)	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する手帳の交付。	切れ目ない支援のスタート、継続支援の端緒として信頼関係形成の重要な機会と捉え、相談支援に努める。
32	両親学級の開催 (市民課)	妊娠中の生活に関する知識の普及をする。また、安心して出産、育児ができるよう保健指導を実施。	妊娠期の健康管理及び出産・育児等に対する準備を行えるよう教室を開催している。今後は、市立大町総合病院の専門職の協力を得て内容を充実させ実施する。
33	妊婦歯科健康診査 (市民課)	妊娠中の口腔内状態の悪化防止のため歯科医院での妊婦歯科検診及び歯科保健指導を実施。	妊娠安定期に健診受診を勧め、口腔衛生の向上を図っている。今後も妊娠と歯周疾患との関係について周知を図り、妊婦の口腔衛生の向上に努める。
34	新生児訪問指導 (市民課)	出生後、早期に新生児を訪問し、保健指導を実施。	早期訪問により、新生児の身体状況の確認や育児不安の軽減を図り、継続的な相談・支援につなげている。今後も継続実施し、継続的な相談・支援につなげる。
35	妊産婦訪問指導 (市民課)	希望する妊婦及び新生児訪問時の産婦全員に対し、健康管理及び相談を実施。	母親の産後の体調管理及び育児支援を実施し、個々の状況に応じ継続支援をおこなっています。今後も、継続的な取り組みを行い産後うつ病の予防を図る。
36	育児相談 (市民課)	乳幼児を対象に毎月相談事業を実施。個々の状況に合わせて発育・発達・育児等様々な相談の支援・相談を実施。	乳幼児を対象に毎月相談事業を実施。今後も、定期的に実施し、育児についての不安や悩みの軽減を図ると共に子どもの健やかな発育・発達を支援する。
37	保育所等健康診断・歯科検診 (子育て支援課)	年2回の健康診断、年1回の歯科検診・歯科指導。	健康診断及び歯科検診を、委託により実施している。児童の健康保持を図るため継続して実施する。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
38	乳幼児訪問指導 (市民課)	支援が必要な乳幼児とその親を対象として訪問相談を実施。	個別的な支援が必要な乳幼児及び保護者に対し訪問指導を実施。ニーズに応じた相談支援を継続実施する。
39	妊婦一般健康診査の実施 【支援事業(3)】 (市民課)	妊娠中の異常の早期発見や母体の健康の保持増進のために、妊婦健診の助成を実施。	妊娠中の異常の早期発見や母体の健康の保持増進のために、妊婦健診の助成券を発行。継続実施し、妊娠中の定期健診受診を促進する。
40	乳児一般健康診査の実施 (市民課)	医療機関において、乳児の疾病予防・健康の保持増進について指導。	乳児期の疾病の早期発見及び健康の保持増進のために、医療機関における健診受診券を交付。今後も保健センターで行う乳幼児健診・相談事業と合わせ乳児の健やかな発育を支援する。
41	離乳食教室の開催 (市民課)	離乳食に関する保健指導。 ・ごっくん教室 生後4か月以降の乳児及びその親を対象に、離乳食についての学習や調理実習・試食 ・もぐもぐ教室 生後7か月以降の乳児及びその親を対象に、離乳食の進め方についての学習、調理実習・試食と乳児の食べ方の確認を実施。	乳児の口腔・消化機能に合わせた離乳食の調理、与え方に関する教室を実施。 継続実施し、実生活で役立つ離乳食の基礎を指導する。
42	乳幼児健康診査・相談事業 (市民課)	乳幼児の健康の保持増進を図るため健診を実施し、疾病の予防・健康の保持増進に必要な保健指導を実施。 (2か月児、4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象に身体計測、内科診察、歯科検診、栄養相談、グループ学習、その他育児に関する相談を実施)	乳幼児の健康の保持増進を図るため2か月児、4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象に健診および相談事業を継続実施し、成長段階に合わせ健康の保持増進を図ると共に、保護者の育児力を育てる支援をおこなう。
43	4・5歳児健康診査 (市民課)	保育園、認定こども園等で健康診査を受ける機会のない児を対象に3歳児健診と同日に身体計測、内科検診、歯科検診を実施。	健康診査を受ける機会のない児を対象に3歳児健診と同日に身体計測、内科検診、歯科検診を実施。今後も、健診機会の提供をとおり、幼児の健康保持増進を図る。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
44	親子教室・親子ひろば の開催 (市民課) (生涯学習課) (子育て支援課)	集団での遊び体験を通してながら親子で楽しく遊び、不足しがちな親子のスキンシップや友達づくりを支援。	子育て教室の開催により、コミュニティの構築による孤立化の防止、情報とスキルの提供による親の子育てへの自信、子どものコミュニケーション能力の発達促進などを図っている。 今後も子育ての力を高めるため、少子化の現状を踏まえながら計画し、講座、教室を行っていく。
45	予防接種の実施 (市民課)	乳幼児、小中学生を対象に「予防接種法」、「結核予防法」に基づく予防接種を実施。	乳幼児、小中学生を対象に「予防接種法」、「結核予防法」に基づく予防接種を実施。 今後もわかりやすい情報提供に努め、確実な接種を推進する。
46	子ども福祉医療費の支給 (市民課)	福祉医療費支給に関する条例に基づく児童を対象とした医療費の支給。	18歳到達後の最初の年度末までの児童を福祉医療の対象とし、医療費の一部を助成する。
47	出産祝金の支給 (子育て支援課)	出産を奨励して祝金を支給。 (第1子5万円、第2子8万円、第3子以降10万円)	出生の手続き時に制度説明と申請手続きをしている。今後も継続して事業を実施し、適切な支給を行う。
48	子育て支援・母子保健啓発活動 (市民課)	子育て支援・母子保健に関する情報を市ホームページ・個人宛通知・チラシ・アプリ等により提供。	子育て支援・母子保健に関する情報を市ホームページ・個人宛通知・チラシ・アプリ等により提供している。継続実施により、情報にアクセスしやすい環境を推進する。
49	不妊治療助成事業 (市民課)	平成17年度から不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成金として交付する事業。	不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成金として交付する。継続実施し、妊娠を希望する市民の経済的負担の軽減を図り、妊娠・出産を支援する。
50	不育治療助成事業 (市民課)	不育症の治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成金として交付する事業。	不育治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成金として交付する。継続実施し、妊娠を希望する市民の経済的負担の軽減を図り、妊娠・出産を支援する。
51	5歳児発達相談 (子育て支援課)	年中児を対象とした発達段階の確認及び子育てや就学に向けた相談を実施。	専門相談員による、発達確認と支援方法把握、保護者との就学に向けた課題共有・相談を行っている。効果的な検査課題や実施方法を検討しながら継続実施する。
52	女性のからだ相談 (市民課)	女性特有のからだの悩み相談を、育児相談と合わせて実施。	女性特有の健康に関する相談事業を育児相談と合わせて実施。継続実施し女性のセルフケアの周知を図ると共に、健康の保持増進を勧める。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
53	出張講座 (市民課)	小中学校の児童・生徒を対象として、小中学校へ助産師等が訪問し、生命の誕生や命の尊さについて講演する事業。	小中学校の求めに応じ、助産師等が生命の誕生や命の尊さについて講演している。 今後も、学校の要望に応え、実施する。
54	産婦健康診査 (市民課)	医療機関において、産後のうつ予防や、体調管理を実施する事業。	産後の急激な体調や環境の変化によるうつ病を予防し体調管理するために実施。今後も、医療機関との連携を継続し、うつ病の予防及び早期対応を行い、健やかな子育てを支援する。
55	養育支援訪問事業 【支援事業】(5) (市民課)	養育不安や産後うつなど、産後の養育について支援が必要な家庭に保健師・助産師等が訪問し支援する事業。	産前・産後の相談や健診等において信頼関係を築くこと、支援を必要とする家庭を確実に捕捉することにより、適切に支援を提供していく。
56	産後ケア事業 【支援事業】(19) (市民課)	出産後の体の回復や授乳等、育児に不安のある母子を対象に、助産院等に宿泊して指導や相談を実施する事業。	出産後の体の回復や授乳等、育児に不安のある母子を対象に、助産院等において指導や相談を実施。今後も、実施機関との連携を密にし、産婦の体調管理や、不安感の軽減を図る。
57	出産・子育て応援給付金 (市民課)	国の定める伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱に基づき、妊娠届の提出があった者に対して5万円、出生届の提出があった者に対して5万円支給する。	令和5年3月より実施。出生届の提出時などに制度説明と申請の案内をしている。 引き続き事業を実施し、適切な支給に努める。
58	妊婦等包括相談支援事業 【支援事業】(18) (市民課)	妊娠時から産後まで継続して伴走型相談支援を行う。	出産・子育て応援給付金の申請に合わせ、相談支援を行い、出産・育児等の見通しを持てるよう支援していく。
廃止	子育て世代包括支援センター「あおぞら」 【令和6年度末で廃止】 こども家庭センターへ統合 (市民課)	児童虐待の発症予防から早期発見までの子育てに関する総合相談窓口の一本化。関係機関との連携により一体的・継続的な切れ目ない支援を行う。	子育て支援コーディネーターを配置し、継続支援に努めている。今後はこども家庭センターに移行し、関係機関との連携により一体的・継続的な切れ目ない支援を実施する。

(2) 食を通じた健康づくり

◆現状と課題◆

食は日々の健康を支える基本の1つです。

妊娠期における栄養不足や食の偏りは胎児の成長に影響を及ぼすほか、乳幼児期における食習慣は、生涯における生活習慣に大きな影響を与えます。特に子どもの肥満は大人の肥満に移行し、生活習慣病の発症につながります。

また、成長期にあたる子どもの朝食の欠食や偏食等も生活習慣病発症の低年齢化、咀嚼（そしゃく）力の低下、肥満の増加につながっています。バランスの良い食事を摂ることは、子どもの成長を支える基本であり、「食事」の重要性を栄養の面からも文化の面からも考えていく必要があります。

このため、学校教育や社会教育の場を通じ、乳幼児期から学童期、思春期にわたる発達段階にあわせた食文化の学習機会や情報の提供、食事づくり体験等による食事の楽しさや大切さの啓発、食を通じた健康づくりの展開が求められています。

◆施策◆

① 食育の推進

家族で囲む食卓は、家族の一体感、安心感を子どもに伝える場です。また、乳幼児期から思春期までは、体の基礎を作るとても大切な時期です。栄養が子どもの「体」を育て、食事が子どもの「心」を育てることを理解してもらうため、食に関する学習機会の充実や情報の提供に努め、小さいうちから健全な食事習慣を身につけるとともに、栄養バランスを考慮した食事などについて学ぶ機会を提供するとともに、第4次大田市食育推進計画に沿った食育をすすめます。

② 食事づくりなどの体験

教育・保健・福祉など、様々な関係機関で給食試食会や親子クッキング教室などを開催し食の理解を深めるため「食育」を推進していきます。

◆これまでの主な取り組みと今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
59	食育事業の推進 (市民課)	食育推進協議会（平成19年度設立）を中心とし、食に関する各種施策を立案。	第3次食育推進計画の評価では、食育に関心のある人の割合や、地産地消の認知度の向上、健康な食事を提供する飲食店が増えた。一方、肥満者の割合が増加傾向にあり若い世代の食生活上の課題も明らかとなった。 継続して、地域・家族ぐるみで食を通じた健康づくりを目指し食環境整備を推進する。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
60	ボランティア（食生活改善推進員等）の活動支援 (市民課)	親子を対象とした適切な食習慣の自立形成に向けた講義及び調理実習の開催。(県の委託事業)	食育健康ボランティアと連携し野菜を栽培、収穫物を使用した適塩料理集を作成。市内小売店にバランス食等の掲示を実施。健康な食提供店のシェフを講師に、適塩・バランス食を学ぶ実習教室を開催しケーブルテレビ放映を通じ啓発を行った。 今後も、機会を捉え、食を通じた健康づくりに無理なく取り組める環境づくりを推進する。
61	食に関する情報提供 (市民課)	給食試食会の開催、広報等による幅広い啓発、サンプルケースによるメニュー展示。 乳幼児健診、各種教室で、体の仕組みや個人にあった食べ方を学習する機会を持つ。	乳幼児健診時に、子どもの尿中塩分量測定を実施し、家族の食生活が子どもの食習慣定着に重要であることを啓発している。 また、電子母子手帳アプリに食と健康に関する情報を季節ごとに掲載。 継続して、機会をとらえた情報提供を行い、食を通じた健康づくりを推進する。

(3) 小児医療体制の充実

◆現状と課題◆

心身ともに健やかな子どもの成長は子どもの保護者にとって最も大きな願いの1つです。本市における小児医療体制は、市立大町総合病院が地域の基幹病院となっていますが、身近なかかりつけ医となる小児専門医療機関の充実などの課題もあります。また、夜間や緊急の場合の医療体制についても、病院群輪番制度の充実による受け入れ体制の強化等、一層の充実が求められています。

◆施策◆

① 小児医療体制の充実

小児医療は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となることから、子どもが必要とする適切な医療を安心して受けられるよう、小児医療体制の充実について関係機関へ要望していきます。

② かかりつけ医の普及と医療機関相互の連携

子どもの疾病予防、早期発見・治療のために、身近な医療機関の利用による「かかりつけ医」の普及を図り、医療機関相互の連携を促進します。

◆これまでの主な取り組みと今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
62	病院群輪番制病院運営事業 (市民課)	通年の夜間及び休日における2次救急（入院治療を必要とする重症救急患者）医療機関を輪番制で指定し、診療を実施。	休日、夜間等における2次救急医療に対応するため、現体制を維持する。
63	休・祝日緊急当番医（内科）事業 (市民課)	休日・祝日（年末年始を含む）の救急外来に対応するため、大北地域を北部・中部（大町市）・南部において、地区ごとの緊急当番医が診療を行う。	緊急時に備え、休日及び祝日における医療体制を維持する。
64	休・祝日歯科緊急当番医事業 (市民課)	休日・祝日（年末年始を含む）の緊急外来に対応するため、大北地域全体で1歯科医が当番制で診療を行う。	緊急時に備え、休日及び祝日における医療体制を維持する。

（４）多様な働き方の実現と見直し

◆現状と課題◆

就業率は、近年男女とも上昇傾向であるが、令和3年度の女性の就業率は78.6%と平成17年度の64.0%から上昇し続けています。

本市における女性の就業率は、平成27年度から令和2年度までの5年間で50%弱の概ね横ばいですが、今後は年々増加していくものと予想されます。

今後は、「社会全体で子育てを支える」という基本的考え方にたち、男女の別や就労の有無に関わらず、安心して子育てができる社会の実現に向け、多様な保育サービスの充実、子育て支援の拠点やネットワークの充実等を進めるとともに、安心して働き続けることのできる環境の充実が求められています。

◆施策◆

① 多様性を持った子育てや介護をしやすいするための働き方見直しの啓発

男女がともに子育てに参加し、ともに仕事との両立が図れるよう、企業の協力を得ながら休業制度の普及をすすめるとともに、労働者の労働時間短縮など、子育てや介護のしやすい環境が定着するよう啓発していきます。

保育及び放課後児童健全育成事業の充実、子育て援助活動支援事業の設置促進等の多

様な働き方に対応した子育て支援を展開していきます。

② 子育て中の就業支援

関係機関との連携により、求人情報の提供などを通じて、出産や育児のために退職した母親の再就職・再雇用などを支援します。

また子育て中の者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業の取得や、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現することができる環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うよう、企業の制度改革を呼びかけていきます。

◆これまでの主な取り組みと今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
65	男女共同参画の推進 (庶務課)	男女共同参画推進条例の意識を啓発、職場と家庭、地域の活動などが両立できる環境の整備。	第4次男女共同参画計画に基づき、男女共同参画コミュニケーションや推進団体との連携のもと、市内各地区における学習会やフォーラムなどを開催し、市民の意識啓発に取り組んでいる。今後も引き続き、地道な啓発活動を継続して行う。
66	男女共同参画推進フォーラムの開催 (庶務課)	男女がお互いに人権を尊重し個性と能力を発揮し、心豊かな生き方ができるよう、多様なフォーラムを開催。	毎年、男女共同参画コミュニケーションや推進団体で構成する実行委員会により、フォーラムを企画し、開催している。男女共同参画に関連し、なおかつ市民の関心が高い内容の講演会をチョイスし、参加者の増加に努めながら継続する。
67	育児休業取得の推進と支援 (庶務課)	制度の周知、育児休業取得中の者に対する情報提供と、メンタルケア及び職場復帰支援。	第4次男女共同参画計画に基づき、関係課と連携しながら、企業への育児休業取得の推進に向けた啓発を行う。
68	再就職支援 (まちづくり産業課)	資格技能取得の講座等の開催及び働く場や機会の充実。	大北高等職業訓練校と連携して、時代のニーズを考慮した専門的な技能を習得できる環境を整備し、再就職支援を行う。(同校への令和6年度補助金300,000円) また、テレワーク事業として、ライフスタイルやライフステージに合わせ、ICTを活用した在宅勤務や短時間就労ができるよう、一財塩尻市振興公社(KADO)と連携してKADO大町拠点を設置。令和5年度には子育て中の22名がワーカーとして登録されている。今後とも多様な働き方については需要が見込まれるため、事業の強化拡大を図る。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
69	男女共同参画に冠する 情報提供 (まちづくり産業課)	広報おおまち、ホームページ、チラシ等の情報提供が、男女の経済的、精神的、生活的自立につながる。	広報おおまち、ホームページ、チラシ等による情報提供や、関係機関の取組みやセミナーなどによる周知も行いながら、市民への意識啓発に向けた情報発信を継続する。
70	企業・団体などへの啓 発 (まちづくり産業課)	男女が共に子育てに参加し、仕事との両立が図れるような企業・団体などの取組みを評価し、公開。	関係課との連携により、企業人権研修会を開催。様々な人権課題や男女共同参画に関連するテーマで開催しているが、今後も引き続き企業へ向けた啓発活動を継続する。

(5) 子育て家庭への経済的支援の充実

◆現状と課題◆

近年、子どもの貧困が問題視されている中、子育ての経済的負担が大きいと感じている方が多いことから、経済的な状況によって、子どもの育成環境の差異や将来的な格差を生み出さないためにも、子育て家庭に対する経済的支援に努め、子育て家庭の経済的基盤の安定と強化を図っていくことが求められています。

◆施策◆

① 子どもの貧困への対策

子どもの貧困は、子どもの心身の成長や学力、進学などに様々な影響を及ぼすだけでなく、将来の就労や収入によって、次の世代に貧困状態が連鎖する可能性が高いと言われており、子ども達が生まれ育った環境に左右されず、落ち着いて健康に生活し、意欲的に学習や活動に取り組むことができるよう、社会的支援や教育の支援、また、生活の支援や保護者に対する就労支援、経済的支援に取り組めます。

② 各種経済的支援

子育て世帯の経済的負担を軽減するために、様々な経済的支援等を推進します。

③ 幼児教育・保育の無償化

安心して子育てができるよう、国の幼児教育・保育の無償化（令和元年10月施行）に加え、国制度の対象とならない多子世帯及び低所得世帯への軽減制度を市独自で行い、利用者負担の軽減や子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。

◆これまでの主な取り組みと今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
71	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業） （福祉課）	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、就労や制度の利用に向けた関係機関との連絡調整や手続き等の包括的な支援を行う。	県社協に委託し大町市総合福祉センター内の「まいさぼ大町」で生活相談や困窮相談を継続実施している。世帯全域に関わる複雑化した相談も増えており、生活困窮世帯のセーフティネットとして、関係機関との情報連携と、支援を必要とする者に対して、迅速且つ適切な支援に繋がるよう努める。
72	子ども・若者社会参加支援事業 （子育て支援課）	不登校や高校中退、ひきこもり等社会的な不適応状態にある子どもや若者を対象に、居場所支援や学習、相談、就労支援等を行う。	市内3事業所に委託し、不登校支援、ひきこもり支援を実施している。今後も関係機関と連携し、社会参加に向けた支援等、個人に寄り添った支援を実施する。
73	児童手当の支給 （子育て支援課）	「児童手当法」に基づく手当の支給。	引き続き法改正に応じた適切な支給に努める。
74	育児家庭応援事業 （子育て支援課）	満3歳に達する児童保護者へ、商品券を交付。	継続して事業を実施し、適切な支給に努める。
75	就学援助費の支給 （学校教育課）	学校教育法第19条に基づく援助。	支給を継続し、対象となる者の把握に努め、経済的援助を実施する。
76	入学お祝い商品券の交付 （学校教育課）	新たに就学した児童保護者へ、商品券を交付。	定住及び子育て政策に基づき実施する。
77	幼児教育・保育の無償化 （子育て支援課）	保育所、認定こども園などを利用する3～5歳児クラスまでの子ども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスの子どもの対象に、幼児教育・保育の無償化を実施。	法令を遵守し、適正に事務処理を行っている。 引き続き適正な事務処理に努める。
78	おうち子育て応援事業 （子育て支援課）	年度末年齢1歳～2歳の児童を保育園等へ入所させずに養育している世帯に対し、電子ギフトと育児用品を支給。合わせて、子育てに関する相談先等情報提供を行う。	令和6年度より実施。今後、他の応援券事業との関係性も含めて適宜見直ししながら継続していく。

3 子育てを支える地域づくり

(1) 地域で子育てを支援する

◆現状と課題◆

核家族化の進行や地域のつながりが希薄化した社会では子育て中の親子が孤立しがちとなります。親が子育て本来の価値を体感し、また、子育てを楽しみながら自信とゆとりをもって子育てすることができるよう、関係機関の連携で地域の子育て支援の仕組みを構築し、地域の健全な子育て機能の充実を図ります。

◆施策◆

① 相談・指導の充実

若年出産や高齢出産などの増加、育児環境の変化などにより、個別の支援が重要になってきています。子育てに悩んでいるときや相談相手がほしいとき、いつでも気軽に相談に応じられる体制の整備や、両親学級や育児相談を中心に子育てに関する学習の機会を設け、相談・指導の充実をすすめます。子どもの健康な成長発達とともに、親の子育てに対する不安が解消され、安心して育児ができるよう、支援事業を実施していきます。

市町村に設置が求められてる地域子育て相談機関を、大町市では児童センターに置き、全ての妊産婦、子育て家庭又は子どもが気軽に相談できる身近な相談先としています。

また、支援を要する妊婦、児童等を発見した医療機関や学校、福祉関係者等と市町村が効果的に情報の提供及び共有を行うため中心となることも家庭センターと密接に連携を図ることとし、連携体制の構築を図ります。

② 人材の育成・確保

子育て中の家庭に対し、相談指導や巡回指導にあたる相談員（サポーター）の人材育成が必要であり、適切な人材の確保に努めます。

◆これまでの主な取り組みと今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
79	子育て支援員の養成 (子育て支援課)	子育て支援分野に従事することを希望する者に対し、必要な知識や技能等を修得するための研修を受講させ、支援員を養成。	子育て支援員を養成し、保育補助等の業務に携わる体制を構築します。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
80	ファミリー・サポート・センター事業 【支援事業】(7) (子育て支援課)	育児や介護の援助を受けたい人と、行いたい人たちが会員になり、互いに援助しあう会員組織の事業。	子育ての援助を受けたい人と、子育ての援助を行いたい人が、お互いの立場を理解し合い、信頼関係を築いた上で援助活動を行っている。子どもの送迎や一時的な預かりを希望する会員に、サポートを提供できるようマッチングを行い、今後も事業の推進を図っていく。
81	休日保育事業 (子育て支援課)	日・祝日に仕事などの都合で保育が困難なとき保育園で保育する事業。	現在、児童センター1か所で行っている。要望に対応するため継続して運営する。
82	保育所等の園開放 (子育て支援課)	各保育所等で実施。保健発達相談、離乳食・歯科・救急指導・園児との交流・読み聞かせ等を実施。	全ての園において、園開放を実施している。継続して実施し、未入园児との交流や子育て支援に努める。
83	子育て相談（保育所等） (子育て支援課)	保育所等において食事・トイレトレーニング等、子育て相談や情報を提供する事業。	子育てに関する講座の開催を、1園において実施している。子育てに関する相談については、すべての園において行っている。継続して実施し、子育て支援に努める。
84	病児・病後児保育事業 【支援事業】(10) (子育て支援課)	施設の専用スペース等において病気回復期にある児童を一時的に預かる事業。	北アルプス連携自立圏事業として市内医療機関1か所で行っている。利用者数は増加傾向であり、継続して実施する。
85	地域子育て支援拠点事業 【支援事業(2)】 (子育て支援課)	親子の遊びや学習、保護者同士の交流等居場所の提供をし、子育て家庭に対する育児相談や講座・教室、子育て支援サークル支援等を行う事業。	子育て支援センター及び保育園3園で実施している。継続して実施し、子育て支援に努める。
86	子育て情報誌の発行 (生涯学習課)	子ども情報誌「がったつうしん」を発行し体験活動の機会について情報を提供。	4,7,10,1月に発行。保育園・幼稚園や学校、社会教育施設などに配布。子育て向けの行事はもちろん地域の催し物等も掲載することで、多くの方へ情報発信ができています。今後も引き続き実施予定。
87	子育て応援ガイド・マップの作成 (子育て支援課)	子育て支援に関する情報や、医療機関・公的機関等を示した冊子を作成・配布。	随時改定を行い、最新の情報を提供できるように努める。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
88	子育て講演会・講座・教室の開催 (子育て支援課)	子育ての力を高めるための講演会や、子どもたちの身体的発達・精神的発達の援助を親子ともに参加し楽しむ講座、育児に専念している保護者がリフレッシュし育児に取り組める教室などの開催。	令和7年度から保育園の参観日や5歳児相談の実施に合わせて講演会や講座、勉強会を実施していく。
89	家庭児童相談の充実 (子育て支援課)	家庭児童相談員を配置し、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行う。	継続して配置し、多様化していく様々な家庭状況の育児相談に応じ、助言等を行います。

(2) 保育サービスの充実

◆現状と課題◆

多様な教育・保育ニーズへの対応を図るため、保育サービスの充実（保育士の確保、医療的ケア児等の支援の必要な児童への対応、施設の整備）が課題である。また、今後の児童数の減少に対応した運営方法について、様々な観点から課題を整理し、将来の保育サービス、施設整備のあり方等の検討を進める必要があります。

◆施策◆

① 多様な保育サービスの提供

これまで実施している「延長保育」、「障がい児保育事業」などの事業は継続して実施します。乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、体制構築の整備を図ります。

◆これまでの主な取り組みと今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
90	通常保育事業 (子育て支援課)	仕事等により家庭で保育ができない子どもの保育、未満児の受け入れ等、待機児童が発生しない保育体制の整備。	入園希望に対しすべて受け入れができています。未満児の入園割合が増加傾向にあるため、待機児童が発生しないよう、人材確保等受け入れ体制の確保に努める。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
91	延長保育事業 【支援事業（9）】 （子育て支援課）	保育所等の通常の開所時間外の保育ニーズへの対応を図る保育事業。	全ての園で実施している。 保育士の高齢化の課題はあるが、人材確保等受け入れ体制の確保に努め継続して実施する。
92	障がい児保育事業 （子育て支援課）	集団保育が可能な障がい児を受け入れた保育事業。	加配保育士を配置し受け入れを行っている。支援が必要な児が増加傾向にあり、引き続き人材確保等受け入れ体制の確保に努め継続して実施する。
93	地域活動事業 （子育て支援課）	保育所等の有する専門機能を活用した世代間交流や異年齢児交流等の事業。	公民館等と連携して地域交流・世代間交流の行事などをおこなっている。今後も継続して実施する。
94	乳児保育事業 （子育て支援課）	産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するための生後6か月からの保育事業。	生後6か月からの受け入れは、1園のみで行っている。 利用希望に対応するため、人材確保等受け入れ体制の確保に努め継続して実施する。
95	相談窓口の設置 （子育て支援課）	児童・保護者の要望等に迅速かつ適切に対応するため、第三者を加えた相談窓口の設置。	保育園及び認定こども園全園で実施している。 児童・保護者等の要望に対応するため継続して実施する。
96	保育所等の整備 （子育て支援課）	施設の老朽化に伴う改築や計画的な修繕。 認定こども園等への施設整備補助金の交付。	建築年の経過により、設備の修繕等が必要になっている。 施設の維持・管理を適切に行うため、計画的に修繕等を実施する。
97	一時預かり事業 【支援事業】（8） （子育て支援課）	保護者の事情で一時的に家庭での保育が困難になった場合、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点等において、預かり保育を行う事業。	市内 7 保育園、3 認定こども園で事業を実施する。 一時預かり及び幼稚園の預かり保育に対応が可能である保育士の確保等にも取り組んでいく。
98	乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度） 【支援事業】（17） （子育て支援課）	保育所や認定こども園等を利用していない就学前児童を、就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、保育所等で預かる事業。	令和8年度からの実施に向けて、特定教育・保育施設の提供体制について調整を図っていく。

(3) 子育て支援のネットワークづくり

◆現状と課題◆

子育てで困ったり不安になったりしたとき、相談する場が身近に少ないことが課題となっています。子育てに関しての的確な情報を得るため、また、子育てで行き詰まりを感じたとき、精神的に孤立しないためには、子育ての輪をつくることが大切です。地域コミュニティにおける子育て支援活動の充実や、サークル活動等を通じたネットワークづくりが求められています。

◆施策◆

① 子育てグループ活動への支援

子育て世帯が、子育ての楽しさを通じて輪を広げられるように、子育て支援センターを中心に、自主的な子育てサークルの立ち上げや相談援助、情報交換活動を支援します。また、子育て世帯だけでなく、これから子育てを担う世代の参加も含めた仲間づくりを促進していきます。

② 地域の子育て支援者の活用

子育て中の保護者から気軽に相談を受け、必要としている情報を提供できる人材を確保していきます。養成講座等の開催により組織されたサークルの子育てサポーター・読み聞かせボランティアやファミリー・サポート・センター等の仕組みを活用し、地域の子育て経験のある人たちの協力を得ながら、子育て支援者のネットワークの構築に向けた取り組みを推進します。

◆これまでの主な取り組みと今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
99	保育サポーターの養成と活動 (生涯学習課)	女性未来館ピュアで保育サポーターを養成するための保育・育児に関する講座を実施。	毎年保育サポーター研修会を開催している。 今後も継続して開催し、幼児の救急救命処置の方法など、現在保育サポーターとして活躍されている方も、スキルや知識を高められる講座を開催する。
100	読み聞かせボランティアの養成と活用 (生涯学習課)	読書推進事業の一環として、ボランティアグループによる読み聞かせ活動を支援。	各団体との連絡会や研修会の周知をすることでボランティアの支援を行っている。 今後は運営面での支援を強化していくことで、活動に集中できる体制の構築を図る。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
101	民生児童委員・主任児童委員の活動 (子育て支援課)	地域の身近な支援者として児童及びその家庭がもつ福祉課題の援助や指導を行い、社会福祉の増進に努める活動。	継続して実施し、地域の身近な支援者として子供たちの見守りや心配事などの相談・支援等を実施する。
102	子育てサークル育成支援 (子育て支援課)	乳幼児及び保護者の相互の交流や学びの場、また相互の情報交換しあえる場として、子育てサークル活動を支援。	活動支援やサークル相互の情報提供、場所の提供等を行うことで活動支援を行う。
103	学校支援ボランティア組織の体制整備と活用 (学校教育課)	コミュニティ・スクールの導入による学校支援ボランティアの組織化及び活用。	地域の特性を生かし、学校や家庭、地域住民が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」としたコミュニティ・スクールの推進をしている。今後も、学校ボランティア等の人材育成や活動の拡大を図るべく研修などに取り組む。

(4) 地域で育む子どもの社会性

◆現状と課題◆

子どもが心身ともに健康で、広い視野と豊かな情操を養い成長することは、市民の願いです。健全な社会性を身につけるために、生活体験や自然体験、文化や芸術などに親しむ生涯学習活動など、様々な体験は、私たちの生活にうるおいと生きがいを与えてくれます。また、「子ども同士で遊ぶ・世代間交流」「子どもの地域活動や社会参加」等、豊かな人間形成に役立つ活動を、家庭・学校・地域が連携して、いっそう充実・強化していく必要があります。

◆施策◆

① 子どもの健全育成の推進

自然の中での体験活動、生活体験活動、伝統文化の継承活動、様々なボランティア活動などに関する、学習・体験の機会を提供していきます。また、子ども会などの各種イベントはできるだけ子ども自身が企画運営するよう配慮し、自主性・主体性を育てます。

② 世代間交流の推進

子どもの成長には様々な年代の人とのふれあいが大きな意味を持ちます。地域の生活文化に親しみ、生まれ育った郷土への愛着を育てるためにも、自治会・子ども会育成会

との連携による地域活動の推進、老人クラブとの世代間交流等、多世代が一緒に参加できる活動を推進します。

③ 社会体育の振興

恵まれた豊かな自然を背景にした、スキーやスケート等のウィンタースポーツ、カヌーやヨット等の自然体験型スポーツの普及や、社会体育施設の充実による球技をはじめとした各種スポーツを推進することで、家族ぐるみや地域ぐるみのスポーツの振興と体力の向上、健康づくりの普及を進めます。

④ 人権教育の推進

子どもの権利条約では、子どもが基本的人権の権利主体であることから、子どもの視点に立った環境づくりをすすめます。また、人権問題を学ぶことで偏見に気づき、差別をなくしてゆくために、課題意識に立った学習を推進します。

⑤ 芸術・文化の振興

博物館等で子どもたちが主体的に五感を使って体験できるような教育普及活動をし、芸術に親しみ理解を深める機会を提供し、身近な地域において文化の継承や創造に取り組む活動の推進と体制づくりを促進します。

⑥ 文化財の保護と活用

文化会館や山岳博物館をはじめとする文化施設において、子どもたちが主体的に五感を使って体験できるような生涯学習活動や芸術に親しみ理解を深める機会を提供するとともに、身近な地域において文化の継承や創造に取り組む活動の推進と体制づくりを促進します。

◆これまでの主な取り組みと今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
104	スポーツ少年団姉妹都市交流会 (スポーツ課)	スポーツ活動を通じた心身ともに健康な体力づくりを目的としたスポーツ少年団交流事業。	参加団体がないことや、日程が合わないことによる不参加もあったが、今後も継続して実施する見込み。
105	スポーツ振興事業補助金 (スポーツ課)	市内交流会と単位団への活動助成。	スポーツ少年団の事務局を市スポーツ協会が担い、育成事業のための補助を行っている。 市内交流会についてはコロナ禍を経て中断されており、実施に向けた検討を行っている。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
106	スポーツ教室の開催 (スポーツ課)	運動遊び教室(年長児対象)、巡回教室(市内保育所等)、ママさんフリータイム広場、少年少女海洋教室等の実施。	運動公園で実施している運動遊び教室、少年少女海洋教室等については継続して実施している。 令和6年度より巡回運動遊び教室を委託事業として開始し、就園前の子育て世帯を対象とした託児付きスポーツ教室の「ママさんフリータイム広場」も実施している。今後もニーズに合わせたスポーツ教室を開催していく。
107	スポーツ大会の開催 (スポーツ課)	市民スポーツ祭、木崎湖カップカヌー大会、B&G少年武道大会、スキー・スケート大会の開催。	アルプスマラソンや市民スポーツ祭等の競技祭や大会などを行い、そのほか各種スポーツ教室の開催もしている。今後も継続して同内容のスポーツ大会等を実施していく見込み。
108	総合型地域スポーツクラブの育成支援 (スポーツ課)	様々な種目のスポーツができるクラブの育成と支援。	総合型地域スポーツクラブは市スポーツ協会が事務局を担っており、現在も変わらず運営されている。今後はスポーツクラブとスポーツ少年団の一本化に向けた検討を行いつつ、組織の強化と指導者層の育成、資格取得支援も検討していく。
109	スポーツ用具の貸し出し (スポーツ課)	気軽に楽しめるニュースポーツ等の普及を図るための用具の貸し出し。	ニュースポーツの用具、マレットゴルフの用具等の貸出しを行っている。今後も継続して実施する。
110	地域文化の継承 (生涯学習課)	地域の高齢者の方からしめ縄づくりや昔の遊び、郷土文化を学び継承。	八坂地区、美麻地区を中心に地域文化の体験や学びを行っている。今後も継承者の減少等の課題はあるものの、継続して事業を実施する。
111	みどりの少年団 (学校教育課)	植樹祭等への参加による森林保全活動、自然体験活動。	森林・林業に係る学習を通じて、自然に親しむとともに大北地区管内みどりの少年団のお互いの交流を図る活動内容を継続して実施する。
112	子どもの郷土学習活動推進事業 (生涯学習課)	学校の郷土学習に関する授業と現地見学等の場で、地域の歴史文化等についての学習活動を支援。	現在実施している学校教育の地域学習や文化財講座により、郷土の歴史、文化、自然の学びを深め、郷土への愛着の醸成を促進できるように、積極的な取り組みを進める。 また、令和8年度の文化財センター移転に向けて、出土品や史料等の系統的な整理整頓を継続する。
113	山岳博物館入館料無料 (山岳博物館)	観覧料を無料とすることにより、子ども達の自然科学等の学習の場として活用。	市内在住の小・中学生の無料に加えて、高校生へも無料化を拡大して取り組んでいる。市内の小・中・高校生が学習の場として活用できるよう、引き続き無料開放を継続していく。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
114	山博こども夏期大学の開催 (山岳博物館)	夏休み期間中、山岳博物館や付近の自然を活用した自然体験、自然科学の学習機会等の提供。	長野県環境保全研究所や長野県山岳総合センターとも共催して、身近な自然とふれあい学ぶ学習会を開催しています。今後も、子どもたちの自然科学等の関心を高める活動として継続実施をしていきます。
115	自然保育の推進 (子育て支援課)	自然環境と地域資源を活用した、屋外を中心とする様々な体験活動を積極的に取り入れる保育・幼児教育。	信州型自然保育の認定を受け、自然環境を生かした保育を実施している。 継続して実施し、児童の健やかに成長できる環境整備に努める。
116	青少年相談事業の充実 (生涯学習課)	青少年センター指導員を配置し、相談業務を実施。また、平成25年度よりキャリア教育も担当し、学校等との連携を図りながら、青少年の健全育成を推進。	青少年センター指導員兼キャリア教育指導員が、学校教育指導主事や家庭児童相談員、学校などと連携しながら幅広い相談業務を実施している。引き続き、関係機関と連携を取りながら対象者の支援を行っていく。
117	街頭補導活動の推進 (生涯学習課)	街頭補導活動により問題行動の早期発見及び未然防止。	青少年の健全育成を図るため、街頭補導活動・環境浄化活動・PTA との合同補導活動・店舗確認活動を年間を通して実施している。引き続き、関係機関と連携しながら街頭補導活動を行うことで、犯罪抑止の効果だけでなく、「地域の子どもは地域で育てる」という機運の醸成を図っていく。
118	ギャラリーいいずらの活用 (生涯学習課)	芸術文化の啓発・普及、また、各サークルの活動の発表の場として展示スペースの貸し出し。	市内で文化芸術活動を行っている個人・団体による創作活動の発表の場として、施設の貸し出しを行い、芸術文化の啓発・普及に繋げてきた。引き続き、創作活動の発表の場として施設を活用し、芸術文化の啓発・普及に努めていく。
119	伝統芸能伝承活動 (生涯学習課)	指定文化財である伝統芸能等について、継続した活動の実施。	指定無形文化財の継承のため、運営費や備品等の修繕費の補助などの必要な支援を継続するとともに、映像等による記録保存にも継続して取り組みます。
120	人権教育の推進 (生涯学習課)	人権教育のための大町市行動計画に基づく事業の推進。	大町中学校や大町北小学校を対象とし、人権教育のための講演会等を実施している。 今後も障がい者や女性をテーマとした人権教育の講演会等を実施していく予定。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
121	「おおまちの子」表彰 (学校教育課)	奉仕活動や文化・スポーツなどで頑張っている子どもたちを「おおまちの子」として表彰。	永年実施しており、表彰規程を見直す時期に来てい ると考え、実施方法等も含め検討していく。
122	郷土カルタ餅つき大会 (生涯学習課)	郷土カルタ大会と餅つき大会を開催し、保育園児・小学生と地域の人たちとの世代間交流を深めるとともに郷土愛を育成。	小学生を対象とした郷土かるた大会や餅つき大会を 実施しており、今後も継続して実施していく予定。
123	ジュニアリーダー研修 (生涯学習課)	様々な体験学習や、あらゆる世代との交流を通し、各地区のリーダーを養成。	様々な体験学習や、あらゆる世代との交流を通し、 各地区のリーダーを養成するため、年8回の計画で ジュニアリーダー研修会を開催している。引き続 き、年間を通した活動の中で、体験内容の充実や交 流の機会を増やし、地区のリーダーとしての資質向 上を図る。

(5) 自立支援と次代の親づくり

◆現状と課題◆

結婚観やライフスタイルの多様化、女性の社会進出等により、晩婚化や結婚しない人が増える傾向がみられ、少子化に拍車をかける状況となっています。

そして、核家族化の進展等により、母親や父親としてのあり方や子どもとの接し方、躾のあり方等について、知識や経験のない夫婦も少なくなく、夢のもてる結婚観、子育て観の醸成とともに、育児方法等に関する学習機会の充実が求められます。

また、幼児期から高等学校段階においては、自立意識がめばえ、精神的にも身体的にも一人前の人間として独立していく過程であり、将来のあらゆる可能性を持った時期に、奉仕活動やスポーツを通して心身を鍛え、積極的に社会とのかかわる体制づくりを推進します。

◆施策◆

① 母親・父親としての家庭教育の充実

若者の結婚に対する否定的な意識の払拭、出産に関する情報の提供、さらに、母親・父親になるための学習など、家庭教育の充実に努めます。

② 母親・父親体験学習の推進

命の大切さや自分と親との関係の再確認、出産・育児について学ぶ体験学習の場として、保育園や乳幼児健診において、乳幼児と接したり、子育て中の母親と育児について話をしたりなど、ふれあいの機会の充実を図ります。

③ 積極的な社会参加活動の促進

国・県等が主催する交流事業及びリーダー研修等への積極的な参加を呼びかけ、社会の一員として役割意識をもち行動できるよう働きかけ、自主的な活動、サークル活動等を支援します。

◆これまでの主な取り組みと今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
124	ふれあい体験学習（思春期体験事業） （学校教育課）	命の大切さを学び、育児について関心を高めるため、乳幼児健診等に合わせ、抱っこ体験等を実施。小・中・高学生と乳幼児とのふれあい体験学習の実施。	命の大切さを体験学習できる機会を提供し、次世代の親としての意識の醸成を図ります。
125	青少年リーダー研修等への参加 （生涯学習課）	県等が主催する交流事業、リーダー研修等への積極的参加の呼びかけ、研修によるスキルアップを図る。	全国子ども会連合会の主催する「関東甲信越静地区子ども会ジュニアリーダー研修会」へ参加した。 引き続き、長野県子ども会育成連合会や大北子ども会育成連合会等の主催する交流事業、リーダー研修会等への参加を呼びかけ、スキルアップにつなげたい。
126	花嫁・花婿銀行 （農業委員会）	農業後継者確保対策事業の一環として、専門相談員による結婚相談所の開設。（花嫁・花婿銀行登録者から結婚についての相談を組織的かつ広域的に実施する）	令和6年度から専門相談員が欠員となっており、相談業務を休止している。 後継者問題は、農業経営者だけでなく市全体の課題とされていることから、大町市ハピネスサポートセンター（市定住促進協働会議 結婚相談所）等と情報を共有して取り組む。
127	就労生活支援 （生涯学習課）	ひきこもりや高校中退者等に対する就労生活支援。	学校や家庭児童指導員等と連携してキャリア教育指導員とで家族支援、就労、復学等支援している。今後も継続的に連携して家庭支援も含めて支援していく。
128	親子関係形成支援事業【支援事業】（14） （子育て支援課）	養育に不安を抱える保護者を対象に、ペアレントトレーニングを実施する。	令和8年度からの実施に向けて準備をすすめる。 各種相談の中で、子どもとの向き合い方に悩む保護者に利用を勧め、子育てに前向きに取り組めるよう支援する。

（６）子どもの居場所づくりと家庭・地域の教育力の向上

◆現状と課題◆

都市化や遊び場の減少、携帯型ゲームやモバイル端末の普及等により、ひとりで遊ぶ子どもが増加しています。しかし、子どもにとって、遊び等を通じた運動や友達とのふれあいは心身の発達に重要な役割を果たすとともに、コミュニケーション能力の向上、社会性や協調性の習得に不可欠といえます。

このため、子どもがのびのびとできる居場所の確保、身近な遊び場の充実を図るとともに、家庭や地域の中で豊かな体験学習、遊び、スポーツ・レクリエーション活動に取り組める環境や機会の整備などを進める必要があります。

◆施策◆

① 放課後の子どもの居場所づくり

放課後を安全・安心に過ごすことができ、異なる年齢の児童が遊び等の体験を通して連帯性や協調性、責任感を養うことができるよう、放課後の居場所を提供します。

また、すべての児童が多様な体験・交流活動を行うことができるよう、国が令和 5 年 12 月に示した放課後児童対策パッケージに基づき、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の一体的又は連携した取組みを進めていきます。

② 児童クラブの充実

「利用したい」意向のある保護者数の動向を把握しながら、放課後の居場所の整備・確保を図り、子育てと仕事の両立を支援します。

③ 安心して遊べる公園等の整備

子どもの外遊びや集団遊びを助長し、また、地域の交流やふれあいの場としても利用されることを想定して、身近な公園や遊び場の整備を進めます。また、屋内については既存施設を有効活用しながら、子どもたちが自由に遊び、楽しい時間を過ごせる施設の充実を図ります。

④ 家庭や地域の教育力の向上

一例として、山岳博物館においては、市内の小中学生の入館料を無料にする等、子どもが安心して活動できる施設の充実を図るとともに、地域の教育環境を整備していきます。実施に際しては地域の人材や各団体・組織が得意な分野を持ち寄り、伝統遊び、伝統芸能、祭り体験やパソコン教室、ものづくり、絵画、スポーツなどを実践することで、子どもの自主的な活動につなげていきます。

このほか、家庭教育に関する情報の提供や学習機会の充実、子ども会等、地域で活動する団体への支援、地域の人材の活用、学校と地域の交流等による地域の教育力の向上

を図ります。

◆これまでの主な取り組みと今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
129	放課後児童対策の充実 (子育て支援課)	全ての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の両事業が連携し、総合的な放課後対策を推進する。	両事業を一体的に実施するため、交流活動等のプログラムの内容や実施日等を調整できるよう、各事業従事者が連携して取組む。
130	放課後児童クラブの充実 【支援事業】(11) (子育て支援課)	児童に放課後の居場所を提供し、子育てと仕事の両立を支援する事業。	小学校の再編にあわせて放課後児童クラブの設置場所についても見直しを行い、利用者数や児童数に応じた支援員等の配置に努める。
131	放課後子ども教室の推進 (生涯学習課)	すべての児童を対象とした、放課後の安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て学習支援等の機会を提供する事業。	R5年度から市内のすべての小学校区域において「放課後子ども教室」を、週1回開催している。引き続き、支援ボランティアを募集しながら、活動内容の充実を図る。
132	家庭教育学級の開催 (学校教育課)	P T Aを対象に家庭教育研修を開催。	現在行っている研修等を継続して実施する。
133	父親の子育て参加推進事業 (子育て支援課)	子育て支援センターで未就園児の父親を対象に実施。父親が母親と共に子育てに携わっていくよう支援。	父親の子育てへの積極的参加が進み、子育て支援センターで開催している親子教室へ出席する父親も増えている。 今後、保護者のニーズなど踏まえ、父親の子育て参加事業も行っていく。
134	青少年育成市民大会 (生涯学習課)	青少年育成市民会議による大会の開催。	心身ともに健やかでたくましい青少年の育成を願い、「伸びよう 伸ばそう 青少年」をテーマに毎年大会を開催している。今後も、各団体・機関が連携しながら役割を果たし、青少年健全育成の機運がさらに高まるよう、市民大会を開催していく。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
135	子ども体験学習号運行事業 (生涯学習課)	子ども会育成会等が主催する体験学習事業へのバスの提供。	子どもたちの体験学習の充実を図るため、子ども会育成会等が主催する体験学習事業へのバスを提供している。引き続き、多くの体験学習活動の場で利用されるよう、周知をしていく。
136	地域子育てセミナー (生涯学習課)	大町市青少年育成市民会議家庭教育部会で、親と地域が果たす役割について学習する場を設ける。	親と地域が果たす役割について学ぶ場として、市内6地区で毎年「地域子育てセミナー」を開催している。引き続き、地域ごとの特色を生かした事業を進めていく。
137	P T A子ども会活動 (学校教育課)	児童生徒の成長のために親と教師が連携して、学校・家庭・地域社会の協力のもとに幅広く活動。	児童生徒の健全な成長のため、家庭、学校及び地域社会が協力し、様々な活動を展開できるような取組みを継続して実施する。
138	子ども会育成会 (生涯学習課)	各地区子ども会育成会による事業を公民館が事務局となり実施。	6地区の子ども会育成会が中心となって、各地区の伝統行事や特色のある活動を実施し、子ども達に体験活動等の場をあたえている。少子高齢化にともない、いくつかの子ども会が活動を一緒に行う場合も出てきている。地域の子どもの地域で育てるを大事にし、地域の交流や絆を深め、社会性や協調性を育む場としていく。
139	各種教室の開催 (生涯学習課)	公民館ごとに、様々な教室や特色のある講座を開催。	そば打ち講座や珈琲の淹れ方講座に加え、運動や作品制作など様々な分野の講座を実施。公民館利用者の意見も聞きながら、今後も需要のある講座を開く予定。
140	児童遊園地の整備 (子育て支援課)	市の所有する児童遊園地の遊具及びトイレ等の整備。(管理は地域)	定期点検により、事故防止を図る。
141	子どもの遊び場設置事業 (子育て支援課)	自治会等が子どもの遊び場の設置、補修、撤去等を行う場合に、補助金を交付。	自治会等からの要請に応じて実施。今後も適切な交付により、地域の子どもの遊び場整備の支援を行う。
142	学校遊具の整備 (学校教育課)	遊具の定期点検を実施し、安全で安心して遊べる環境を維持管理。	令和6年度、定期点検を実施。今後も定期点検等により、事故防止を図る。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
143	公園遊具の点検 (建設課)	公園遊具における事故防止のため、点検強化し、改善や更新を実施。	公園施設長寿命化計画に基づき、遊具の改善や更新を実施。 定期点検を継続することにより、事故防止を図る。

(7) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

◆現状と課題◆

就学児童の保護者が学校教育に望むことは、「基礎学力をつけること」や集団生活の中でしっかりとした「社会性・道徳性」を向上させることです。そのためには、子どもたちが十分な知識や技能を身につけ、十分な思考力や判断力、表現力を磨き、主体性をもって多様な人々と協働することができるよう、子どもの能力や可能性を引き出す指導が求められています。

◆施策◆

① 個に応じた指導の充実

基礎学力の向上をめざして教育環境の体制を整えます。人間形成に大切な人権教育を基本に置き、子どもの長所を伸ばすため、一人ひとりの特性や状況に応じたきめ細かな教育活動を推進していきます。

② 相談体制の充実

児童・生徒の相談は、子どもの問題であると同時に親の問題でもあります。特に子どもに行動上の問題のきざしが見えたら、少しでも早く支援できるよう、児童生徒とその保護者への連絡や指導を行っていきます。また、気軽に相談できる窓口を充実させ、個に寄り添った支援を行います。

③ キャリア教育の推進

子どもたちが社会に興味・関心を持ち、「生きる力」を育てるため、またお互いを理解する機会が得られるように、企業や福祉の現場での職場体験、交流などを充実させていきます。

④ 地域に根ざした体験学習の推進

高齢者や乳幼児との交流、異年齢交流など、地域と一体になった体験学習を充実し、地域に根ざした学習として、地域文化の継承を含め豊かな自然環境を活かした総合的な学習を一層推進していきます。

また、市内全小中学校で取組むコミュニティ・スクールを推進し、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校づくり」を促進します。

◆これまでの主な取り組みと今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
144	個に応じた多様な指導方法の充実 (学校教育課)	習熟度別学習や少人数指導・チームティーチングなどの導入と個に応じたきめ細かな指導。	支援員を継続して配置し、児童それぞれの状況に応じたきめ細かな指導を実施する。
145	基礎を理解する指導計画の改善・充実 (学校教育課)	基礎・基本の確実な定着のための指導方法の調査研究と実践。	30人規模学級、少人数による学習集団指導、習熟度別学習の推進を図り、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導により協働の学びを軸とした授業により思考力・判断力・表現力を高める。
146	子ども読書活動推進事業の実施 (学校教育課)	学校における朝読書等による児童生徒の本への親しみ、興味の向上。	書籍への親しみの向上や児童生徒の健全な教養の育成を図るため、「学校図書館図書標準数」の確保に努め、事業の拡充を図る。
147	A L Tの活用 (学校教育課)	外国語指導助手の中学校への配置及び小学校への派遣。	継続して配置し、英語教育の充実を図る。
148	学校支援ボランティアの活用 (学校教育課)	コミュニティ・スクール導入とともに学校支援ボランティアの組織化及び活用を推進。	地域と学校が協働して子どもたちの学びと成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を推進する。
149	総合的な学習の推進 (学校教育課)	自ら学び自ら考える力を身に付け問題を解決する力を育むための創意工夫を凝らした学習活動の実施。	社会人・職業人として自立に必要な能力、意欲の形成を図るキャリア教育の一環として、総合的な学習を核とする教科等横断的カリキュラムを継続して実施する。
150	学校との連携授業（市内小学校の博物館活用授業） (山岳博物館)	博物館の展示を利用した学校との連携事業。その他職場体験学習（動物飼育）やキャンプ学習への学芸員の派遣など。	年度はじめに対応可能な学習プログラムを各校に提示し、可能な限り各校の希望に沿えるよう実施をしている。今後も、多くの子どもたちに博物館を活用した授業の実施や野外活動への職員派遣などを継続実施する。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
151	キャリア教育の推進 (学校教育課)	望ましい職業観や勤労観、職業に関する知識や技能の習得、主体的に進路を選択する能力や態度の育成。	「キャリアパスポート」を活用し、発達段階に応じた「主体的・対話的で深い学び」の実践を図ります。
152	人権教育の充実 (生涯学習課)	人権教育副読本「あけぼの」の購入による学習。	人権教育副読本の購入による学習を進めており、継続して実施予定。
153	郷土学習冊子の配布 (生涯学習課)	郷土学習冊子「おおまち・きのう・きょう・あした」を小学校新4年生に配布。	郷土学習冊子「おおまち・きのう・きょう・あした」を小学校4年生に、小学校1年生に低学年用の「わたしたちの大町」を配布。今後は、冊子に代わるデジタルデータの配布（閲覧）も検討していく。
154	通学合宿 (生涯学習課)	小学5年生の「山村留学センター」への4泊5日の通学合宿。(八坂・美麻)	感染症対策により未実施だった時期もあるが、現在は再開している。今後も継続して実施していく。
155	国際交流 (美麻支所)	姉妹都市米国カリフォルニア州メンドシーノ村との交流事業。(隔年相互訪問の実施)	感染症対策により実施できなかった時期もあるが現在は隔年の相互訪問を実施している。今後も引続き、相互交流訪問を実施し、国際性豊かな人材の育成等に努める。
156	山村留学制度の推進 (生涯学習課)	子どもたちに豊かな自然体験と生活体験の場を提供し、1人ひとりが課題解決に主体的に取り組める子どもの育成。	地域の協力を得ながら、受け入れ農家の確保に協力し、山村留学制度の推進を支援する。
157	芸術鑑賞会の実施 (学校教育課)	演劇や音楽など本物の芸術を鑑賞することで豊かな感性を育む。	豊かな感性が育つよう継続して実施。令和6年度、北アルプス国際芸術祭も学校行事として鑑賞した。今後も芸術鑑賞の機会を確保していく。
158	教育相談体制の充実 (学校教育課)	子育て支援課ケースワーカー及び家庭児童相談員、保健師と連携し、児童生徒・保護者・幼保・小中学校の相談に対応可能な相談体制を整備。	学校及び地域の専門家が学校教育の支援に参画することを推進し、地域支援チームとしての学校教育相談体制を整えている。
159	特色ある学校づくり事業 (学校教育課)	学校ごとの特色ある事業推進のための補助金支給。	人・自然・文化など地域の特色など活かした教育活動を継続して実施し、特色ある学校づくりに努める。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
160	体育授業の充実 (学校教育課)	活躍しているスポーツ選手を招聘し、技や心を学ぶ。	元気アップ運動など体力向上の推進を継続して実施し、体育授業の充実を図る。
161	運動部活動の支援 (学校教育課)	各種大会参加への支援や地元でのスポーツ競技会の開催、社会体育活動による外部指導者導入。	「学校における働き方改革」や少子化に対応した運動部活動を見直し、地域クラブ活動への移行に向けた体制作り、環境整備などクラブ化の推進を図る。
162	保健事業の実施 (学校教育課)	健康、体力の基礎的な調査の実施と改善に向けた取組み、関係機関、団体との連携による指導の充実。	調査結果を反映した取り組みや指導により、規則正しい生活の確立をすすめ、健康の増進を図る。
163	各種競技会への参加支援 (スポーツ課)	大北陸上・スポーツ競技会・縦断駅伝への参加支援。	中体連主催大会などへの参加支援を継続して支援する。
164	歯科保健対策の推進 (学校教育課)	学校歯科医による歯科検診の実施とう歯等の治療の指導。	歯科保健を行い、健康な歯の維持を図る。
165	小児生活習慣病予防 (学校教育課)	健康診断等の結果に基づく運動、食事等の生活指導。	健康診断結果による保健指導を行い、生活習慣病の予防を図る。
166	体力向上への取り組み (学校教育課)	毎年全国体力・運動能力テストに市内全小中学校全学年児童が参加し、体力・運動能力の実態を把握し、体力向上に向け取組む。	全国体力・運動能力テストをとおして児童生徒の体力・運動能力の実態を把握し、体力向上に向けた取組として元気アップ運動など計画的に体力向上の推進と充実を図る。
167	開かれた学校づくり (学校教育課)	市内全小中学校でコミュニティ・スクール化を図り、地域に開かれた学校づくりの推進と地域との連携促進。	学校と地域が連携・協働して子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進し特色ある学校づくりを推進する。
168	大町市教育大綱の策定 (学校教育課)	中長期的な展望の下、教育の羅針盤となる教育大綱を策定する。	従前は総合計画を教育大綱に位置づけてきたが、学校再編を機に将来を見据えた方針を策定する。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
169	学校施設整備 (学校教育課)	施設管理に起因した事故を未然に防ぎ、児童生徒が安全・安心な学校生活を送れるよう、適切な維持管理を行い、施設の安全性・快適性及び良好な学習環境を維持・確保する。	学校再編による施設改修の推進を図るとともに、既存学校施設の環境改善、長寿命化事業等を計画的に国等の補助事業を活用し、計画的な施設整備を進める。
170	保育所・認定こども園と小学校の連携 (学校教育課)	保育所・認定こども園・小学校の交流活動の推進、職員間の相互理解と連携を推進。	学校と各園が連携し交流活動や情報交換を実施し、保育所・認定こども園と小学校の緊密な連携を図る。
171	生活習慣の改善 (学校教育課)	「きらり おおまち サンプラン」により、家庭、地域、学校がともに、子どもたちのより良い生活習慣づくりに取り組み、メディア機器の利用について、家庭でのルールづくりを推奨する。	継続して実施し、取り組みの拡充を図ります。

(8) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

◆現状と課題◆

都市化や情報化の進展は、商業主義的な社会風潮とも相まって、子どもにとって好ましくない環境を生み出す結果となっています。

子どもの健全な成長を阻害する恐れのある刺激的な情報や有害な環境をなくすことは、まちづくりにとっても大きな課題であり、地域ぐるみでの取組みが求められます。

◆施策◆

① 有害図書等の排除

過剰な性的表現、暴力など、子どもにとって有害な情報を流す図書、宣伝広告物、テレビ番組、ゲームソフト、インターネットのホームページ等のメディア（媒体）から子どもを守るため、メーカー、販売店等の協力を得て、閲覧・使用等を抑止する配慮を促すとともに、関係機関とともに排除に努めます。また、家庭・地域・学校や関係機関が

連携して、インターネットや携帯電話の安全な利用に関するチラシ配布等啓発活動を推進します。

② 有害環境の浄化

街頭の宣伝広告物の表現について、子どもの健全育成の観点から地域ぐるみで排除を促進するとともに、商業施設等において子どもを事件に巻き込む恐れのある環境の浄化などに努めます。

◆これまでの主な取り組みと今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
172	有害環境浄化活動 (生涯学習課)	子どもを取り巻く有害環境の点検活動と対策の推進。	青少年の健全育成を図るため、店舗等点検活動を定期的実施している。引き続き、店舗等点検活動を実施し、有害な状態が発見された場合には、学校等関係機関と連携・協力し、排除のための活動を行う。
173	有害自販機NO宣言 (生涯学習課)	市内に有害自販機が設置されないよう啓発、点検活動の実施。	青少年の健全育成を図るため、市内に有害自販機が設置されないよう啓発、点検活動を実施。現在までに市内での有害自販機の設置は確認されていない。引き続き、啓発、点検活動を実施し、有害自販機が設置された場合には、学校等関係機関と連携・協力し、排除のための活動を行う。
174	感染症・エイズ教育 (学校教育課)	学校等における各種感染症やエイズについての教育の推進。	感染症等の予防教育を推進する。
175	高度情報化社会に対する教育 (学校教育課)	家庭・地域・学校や関係機関が連携し、情報を活用する能力の育成を図り、情報化社会に生き抜く力の醸成を図る。	情報化社会の進展に対応した適切なメディア教育、保護者や児童生徒に対するインターネットやSNS等の正しい利用法や危険性に関する情報モラル教育の推進を図る。

(9) 安全・安心なまちづくりの推進

◆現状と課題◆

近年、通学中に子どもが事件や事故に巻き込まれ命を落としたりするなど、痛ましい事案が発生しています。子どもや保護者が地域で安全に暮らしていくためには、様々な外的要因による危険から子どもたちを守るための取組が必要です。いっそうの取組の強化のため、関係機関や自治会との連携を図りながら、地域ぐるみで子どもを守って

いく体制づくりが必要です。

◆施策◆

① 防犯街路灯の設置

通学路などの防犯街路灯は、今後も必要に応じて設置していきます。また「地域の子どもは地域で守る」意識を高め、「犯罪を起こしにくい地域社会をつくる」ため、地域への協力をお願いしていきます。

② 子どもの安全対策

子どもたちの安全確保のため、協力者への情報提供や相互の連携を促します。また、毎年小学校就学児童に配布している防犯ブザー及び熊鈴について、今後も配布を継続するとともに、定期的に防犯ブザーの点検などを行い非常時への対応の指導強化に努めます。

◆これまでの主な取り組みと今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
176	防犯灯整備 (危機管理課)	自治会設置の防犯灯の電気料金等の維持費及び自治会が行う防犯灯新設・取替事業に対する補助金の交付。	自治会が実施する防犯灯の新設や LED 灯への取り替えを推進する。
177	情報提供 (危機管理課)	防災行政無線・緊急情報メール・有線放送・広報誌等による情報提供。	既存システム及び連携している SNS での情報発信を行うことで、迅速かつ正確な情報提供に努め、事件や事故の発生の予防を図る。
178	防犯対策の充実 (危機管理課)	地区防犯協会の活動費に対する補助と防犯指導員の研修及び情報提供や連携した啓発活動を実施。	警察及び防犯協会と連携し、地域安全の推進を図る。公共施設等の必要箇所における防犯カメラの設置について検討する。
179	防犯ブザー及び熊鈴の配布 (学校教育課)	新入学児童（１年生及び他市町村からの転校生）へ防犯ブザー及び熊鈴を配布。	継続して配布し、通学時の児童生徒の安全を図る。
180	自主防犯活動の推進 (生涯学習課)	補導委員とPTA合同による街頭補導・声かけ活動の実施及び、児童生徒の登下校・祭典時の見回りや緊急時の保護等への協力依頼、学校、PTA、補導委員のパトロール活動の推進。	青少年の健全育成を図るため、街頭補導活動・環境浄化活動・PTA との合同補導活動・声かけ活動を年間を通して実施している。引き続き、関係機関と連携しながら街頭補導活動を行うことで、犯罪抑止の効果だけでなく、「地域の子どもは地域で育てる」という機運の醸成を図る。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
181	安全教育の推進 (学校教育課)	自分の安全は自分で守るという意識の啓発や日常の安全確保のための取り組み。 学校の安全管理マニュアルにより対応。	安全に関する意識の啓発を図ることにより、児童生徒の日常の危機管理や自己管理意識の向上を推進する。
182	関係機関との連携 (学校教育課)	各小学校に組織された「子どもの安全を守る地域連絡会」を通じ地区担当駐在及び民生児童委員、地域・保護者・学校等関係機関と連携・情報交換をし、地域全体で子どもを見守る地域づくりを推進。	地域連絡会の開催により、情報交換を行い関係機関等の連携を図る。
183	被害に遭った子どもの保護の推進 (学校教育課)	適切な初期対応と関係機関との連携と継続的な措置、相談体制の整備。	相談体制の継続、適切な初期対応と関係機関との連携により被害児童を保護する。
184	危険予防 (危機管理課)	クマや不審者の出没、交通障害等多岐にわたる情報を迅速に市民へ提供するほか、緊急情報メールの登録を促進。	既存システム及び連携している SNS での情報提供に加え、専用のアプリを活用した多角的な情報提供を検討する。
185	青色パトロール (危機管理課)	警察によるパトロール研修を受講した職員により、児童下校時間に公用車でパトロールを実施。犯罪抑制を図る。	定期的にパトロールを実施することにより、防犯意識の向上、犯罪の抑止につなげる。

(10) 良質な住宅の確保と安心して外出できる環境の整備

◆現状と課題◆

子育てを担う若い世代を中心に、よりよい環境で子育てしたいというニーズが広がっています。快適な都市機能と豊かな自然環境のバランスが取れたまちづくりや、健康面への配慮や災害に強い住宅づくりなど、良質な住環境が求められています。

また、家族で活動的な生活をおくりたいとする保護者等のニーズも拡大しており、妊婦、子ども、子ども連れの人々が安心、快適に行動できるよう環境の整備をすすめます。

◆施策◆

① 子育てしやすい住宅の供給

公共・民間による優良住宅地の造成を推進するとともに、市営住宅の計画的な建替え推進等により、多様化する居住ニーズや子育てしやすい施設・設備を有する良好な環境の住宅供給を図ります。

② 公共施設のユニバーサルデザイン化の推進

小学校周辺、中心市街地に歩道未整備区間が多く、児童などの安全性確保が課題となっていることから、子ども連れやベビーカーでも安心して歩ける歩行者スペースを創出するために、ユニバーサルデザインを考慮した歩道の新設、既存歩道の拡幅や段差解消、公共施設の改善などを推進していきます。

③ 子育て支援設備の普及

公共のトイレについて、障がい者にも対応した多目的トイレの新設や老朽化した既存設備の改善をすすめるほか、商業施設のトイレにベビーシート、ベビーキープを設置し、託児スペースを確保するなど、子育て支援につながる設備の普及を促進します。

◆これまでの主な取り組みと今後の施策の展開◆

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
186	公営住宅の建替え (建設課)	中心市街地又はその周辺地域に新設団地を建設。	新設団地の用地選定を行い、土地所有者との交渉に向けて協議を行っている。 また、大原2号及び借馬団地の用途廃止と市営住宅の譲渡を進める。
187	給湯・浴槽設備の整備 (建設課)	市営住宅等整備計画に基づき設備改修。	市営住宅等整備計画に基づき、中原団地(11戸)の給湯・浴槽設備を整備した。今後は大新田団地等の整備を進める。
188	中層住宅におけるエレベーターの整備 (建設課)	階数3以上の住戸にエレベーターを整備。	新設団地において階数3以上となるときは、エレベーターを整備する。
189	公共施設のユニバーサルデザイン化推進 (建設課)	ユニバーサルデザイン化の歩道の新設、既存歩道の拡幅や段差解消など、都市基盤整備の推進。	ユニバーサルデザインに基づく、中心市街地の歩道の拡幅や、無電柱化等を検討しています。今後も公共施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化改修工事を進める。
190	多目的トイレ等の設置及び改修 (建設課)	公共施設等において、多目的トイレや子どもサイズの便器、手洗い等安心して利用できる施設整備を実施。	公園等において、誰でも利用しやすいトイレの施設整備を推進する。

No.	事業名	事業内容	現在の取組及び今後の方向性
191	公園や遊具に関する情報提供 (建設課)	公園、遊具の場所や内容を情報提供する。	公園、遊具の場所や内容の情報提供を進める。
192	住宅取得に対する助成 (まちづくり産業課)	マイホームを取得（新築・購入）した方への助成金の交付事業。基本助成20万円のほか、要件に応じて上乗せ加算あり。 (最大39万円支給)	基本補助に加え要件に応じた加算を行い、子供がいる場合はさらに加算を行っている。 今後も大町市第3期定住促進ビジョンに基づき予算の範囲内で実施予定。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 「幼児期の教育・保育」に関する見込み等

保育所、認定こども園等施設型、小規模保育、家庭的保育等地域型に関する、令和7～11年度の5年間の量の見込み等については、次のように想定します。

○「幼児期の教育・保育」を利用する子どもに関する3つの認定区分と対象施設

認 定 区 分		対象施設
(1号認定)	満3歳以上、かつ小学校就学前で、2号認定子ども以外の子ども	・認定こども園
(2号認定)	満3歳以上、かつ小学校就学前で、保護者の労働または疾病その他の事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	・認定こども園
(3号認定)	満3歳未満で、保護者の労働または疾病その他の事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	・認定こども園 ・地域型保育事業等

○1年目（令和7年度）

（単位：人）

項目	保育認定	1号	2号		3号		
	保育の必要性	なし	あり		あり		
	事業	3－5歳 教育のみ	3－5歳 幼稚園利用	3－5歳 保育利用	2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		95	70	230	55	45	20
②確保の内容		95	70	230	55	45	20
	教育・保育	95	70	230	55	45	16
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	4
②－①		0	0	0	0	0	0

○2年目（令和8年度）

（単位：人）

項目	保育認定	1号	2号		3号		
	保育の必要性	なし	あり		あり		
	事業	3－5歳 教育のみ	3－5歳 幼稚園利用	3－5歳 保育利用	2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		95	70	220	55	45	20
②確保の内容		95	70	220	55	45	20
	教育・保育	95	70	220	55	45	16
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	4
②－①		0	0	0	0	0	0

○3年目（令和9年度）

（単位：人）

項目	保育認定	1号	2号		3号		
	保育の必要性	なし	あり		あり		
	事業	3－5歳 教育のみ	3－5歳 幼稚園利用	3－5歳 保育利用	2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		95	70	210	55	45	20
②確保の内容		95	70	210	55	45	20
	教育・保育	95	70	210	55	45	16
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	4
②－①		0	0	0	0	0	0

○4年目（令和10年度）

（単位：人）

項目	保育認定	1号	2号		3号		
	保育の必要性	なし	あり		あり		
	事業	3－5歳 教育のみ	3－5歳 幼稚園利用	3－5歳 保育利用	2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		95	70	200	55	45	20
②確保の内容		95	70	200	55	45	20
	教育・保育	95	70	200	55	45	16
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	4
②－①		0	0	0	0	0	0

○5年目（令和11年度）

（単位：人）

項目	保育認定	1号	2号		3号		
	保育の必要性	なし	あり		あり		
	事業	3－5歳 教育のみ	3－5歳 幼稚園利用	3－5歳 保育利用	2歳	1歳	0歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		95	70	190	55	45	20
②確保の内容		95	70	190	55	45	20
	教育・保育	95	70	190	55	45	16
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	4
②－①		0	0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

実績及び児童数の見込から、認定こども園・保育園の就園率等を推計しています。

○提供体制の確保等について

量の見込みに対し、行政及び民間事業者による、必要な提供体制や供給量の確保を図ります。

認定子ども園については、事業者動向等も勘案しながら、教育・保育ニーズの多様化に対応するための中核的施設として、今後も充実確保に取り組んでいきます。

2 「地域子ども・子育て支援事業」に関する見込み等

地域子ども・子育て支援事業に関する令和7～11年度の5年間の量の見込み等については、次のように想定します。

なお、各事業については、法定19事業としての区分、及びそれぞれの種別として、次のように位置づけられます。

○地域子ども・子育て支援事業の概要

法定事業名	本市における 事業名	種別				
		相談 支援	訪問系 事業	通所系 事業	家庭支 援事業	そ の 他
(1) 利用者支援事業	—	○				
(2) 地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	○				
(3) 妊婦健康診査	妊婦健康診断					○
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問 事業		○			
(5) 養育支援訪問事業その他要支援 児童要保護児童の支援に資する事業	養育支援訪問事業		○		○	
(6) 子育て短期支援事業	子育て短期支援事業			○	○	
(7) ファミリー・サポート・センタ ー事業	ファミリー・サポート・ センター事業			○		
(8) 一時預かり及び認定こども園の 預かり保育	一時預かり事業			○	○	
(9) 延長保育事業	延長保育事業			○		
(10) 病児・病後児保育事業	病児・病後児保育事業			○		
(11) 放課後児童クラブ	放課後児童クラブ			○		
(12) 子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯訪問支援事業		○		○	
(13) 児童育成支援拠点事業	見守りサポート事業（通 所支援）			○	○	
(14) 親子関係形成支援事業	—				○	
(15) 実費徴収に係る補足給付を行 う事業	—					○
(16) 多様な主体が本制度に参入す ることを促進するための事業	—					○
(17) 乳児等通園支援事業	こども誰でも通園制度			○		
(18) 妊婦等包括相談支援事業	妊婦等包括相談支援事業	○				
(19) 産後ケア事業	産後ケア事業	○	○	○		

（１）利用者支援事業

児童とその保護者の身近な場所に利用者支援専門員を配置し、子どもや保護者または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業の中から、適切なものを選択し、確実かつ円滑に利用できるよう案内するなどの支援を行います。

令和6年度までは、保健センター内の「子育て世代包括支援センターあおぞら」に利用者支援員を配置し実施してきました。「あおぞら」は令和7年度から「こども家庭センター」の母子保健部門となりますが、引き続き保健センターに利用者支援員を配し、こども家庭センター型として事業を継続します。

（主な担当課：子育て支援課）

○利用者支援事業

（単位：カ所）

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み（基本型）	1	1	1	1	1
②	確保の内容	1	1	1	1	1
	こども家庭センター（保健センター内 母子保健担当）	1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

こども家庭センター（保健センター内）に設置します。

○提供体制の確保等について

令和7年度からこども家庭センターを設置し、児童福祉に関しては子育て支援課が、母子保健については保健センターが担う2拠点体制で実施します。利用者支援員は相談者にとり身近な場所である保健センターに配置し、利用者支援事業を担います。

（２）地域子育て支援拠点事業

児童（主に乳幼児）とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

子育て支援センター（児童センター内）及び下記保育園に支援拠点を設置し、保護者に身近な相談先として子育てに関する相談に応じます。また、子育て支援センターは合わせて「地域子育て相談機関」の役割も担い、定期的にこども家庭センターと連携会議を行うことで、子育て家庭の支援を継続的に行います。

（主な担当課：子育て支援課）

○地域子育て支援拠点事業

（単位：人/年）

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
②確保の内容		12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
	子育て支援センター	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	保育園（はなのき・くるみ・あすなろ）	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
②－①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

現在実施している同事業の実績により見込んでいます。

児童数は減少していきませんが、相談支援を必要とする家庭への丁寧な支援を目指し、利用見込み数は横ばいとし、支援体制を確保します。

○提供体制の確保等について

子育て支援センター及び3保育園における実施体制の確保及び相談支援体制の整備に努めます。

（３）妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

（主な担当課：市民課）

○妊婦健康診査事業

（単位：人/年）

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		90	86	83	80	77
②確保の内容		90	86	83	80	77
	市内医療機関	90	86	83	80	77
②－①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

出生児の実績及び令和7年度以降の見込み数を勘案し推計しています。

○提供体制の確保等について

妊婦全数を対象とした事業のため、今後も適切に受診の促進を図ります。

（４）乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を訪問し、子どもの発達や育児状況、保護者の健康状態、養育環境等の把握、子育て支援に関する情報提供を行い、必要な支援につなげる事業です。

（主な担当課：子育て支援課）

○乳児家庭全戸訪問事業

（単位：人/年）

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		100	100	100	100	100
②確保の内容		100	100	100	100	100
	乳児家庭全戸訪問事業	100	100	100	100	100
②－①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

出生児の実績及び令和7年度以降の見込み数を勘案し推計しています。

○提供体制の確保等について

民生児童委員、主任児童委員の協力を得て「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として実施し、支援が必要な家庭は保健センター等に情報提供します。

（５）養育支援訪問事業

養育不安や産後うつなど、養育に関し特に支援が必要な子育て家庭を訪問し、子育てに関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭に適切な養育環境が整うよう支援する事業です。保育士や助産師などの専門職が訪問支援にあたります。

（主な担当課：市民課）

○養育支援訪問事業

（単位：人/年）

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		12	12	12	12	12
②確保の内容		12	12	12	12	12
	保健センターによる訪問	12	12	12	12	12
②－①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

実績値を参考にして見込んでいます。

令和7年度以降は、家事支援は子育て世帯訪問支援事業に移行しますが、利用の拡大を見込み横ばいとしています。

○提供体制の確保等について

支援や保護に必要な児童・世帯の把握及び、支援体制の確保を図ります。

（６）子育て短期支援事業

保護者の病気等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等を活用し、必要な保護を行う事業です。

（主な担当課：子育て支援課）

○子育て短期支援事業

（単位：人/年）

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		45	45	50	50	50
②確保の内容		45	45	50	50	50
	委託事業として確保	45	45	50	50	50
②－①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

実績値を参考に見込んでいます。

レスパイトとしての需要に加え、家庭支援事業の一つとして、令和7年度以降、利用の勧奨・措置による増加を見込み、見込み量を設定しています。

○提供体制の確保等について

児童養護施設及び近隣の養育里親を委託先として「ショートステイ事業」を実施しています。養育里親へショートステイ事業受託について協力依頼し、受け入れ先確保に努めます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

(主な担当課：子育て支援課)

○ファミリー・サポート・センター事業

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		50	50	50	50	50
②確保の内容		50	50	50	50	50
	児童センター等	50	50	50	50	50
②－①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

実績値を参考に見込んでいます。

利用の依頼に対し、対応可能な支援会員とマッチングができず、利用できなかったケースが年に1～2件あることから、ニーズは実績より多いと見込み推計しています。

○提供体制の確保等について

市内事業所における事業委託を視野に検討し、今後も適切に事業を継続しつつ事業のPRに努め、会員の確保増を図ります。

（８）一時預かり及び認定こども園の預かり保育

就労、冠婚葬祭、病気、育児中のリフレッシュなど、保護者の事情で一時的に家庭での保育が困難になった場合、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点等において、預かり保育を行う事業です。

（主な担当課：子育て支援課）

○認定こども園の預かり保育〔1号認定における定期利用〕

（単位：人/年）

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
②確保の内容		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	認定こども園	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
②－①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

実績値を参考にして見込んでいます。実績の傾向は令和2年度から令和5年度まで減少していたが、今後も減少すると見込むとは想定しがたいことから、令和4年度と令和5年度の平均値を推計しています。

○認定こども園の預かり保育〔2号認定における定期利用〕

（単位：人/年）

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		500	500	500	500	500
②確保の内容		500	500	500	500	500
	認定こども園	500	500	500	500	500
②－①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

実績値を参考にして見込んでいます。実績の傾向は、ほぼ横ばいとなっていることから実績数値の上限を推計しています。

○一時預かり及び認定こども園等の預かり保育〔上記以外〕

(単位：人/年)

項目	事業	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
②確保の内容		1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
	保育所	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	認定こども園等	700	700	700	700	700
②－①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

実績値を参考に見込んでいます。実績の傾向は、保育園については、ほぼ横ばいとなっていることから実績数値を、認定こども園については、各年度の数値にばらつきがあることから平均値を推計しています。

○提供体制の確保等について

市内7保育園、3認定こども園で事業を実施します。一時預かり及び幼稚園の預かり保育に対応が可能である保育士の確保等にも取り組んでいきます。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

(主な担当課：子育て支援課)

○延長保育事業

(単位：人/年)

項目	事業	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
②確保の内容		2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	保育所	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	認定こども園	900	900	900	900	900
②－①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

実績値を参考に見込んでいますが、延長保育の利用は、保護者の就労状況に影響されることから推計するのは困難です。実績も年度ごと数値にばらつきがあることから、平均値又は実績の上限数値により推計しています。

○提供体制の確保等について

市内7保育園、私立認定こども園において事業を実施します。また、延長保育事業の利用希望に対応が可能である保育士の確保等にも取り組んでいきます。

(10) 病児・病後児保育事業

病児保育は、子どもが病気であるために保育園などに預けられない時に、病院等で保育を行う事業であり、病後児保育は、市内の保育園などに通所する病気回復期の児童を一時的に預かる事業です。保護者のニーズに対応し、子育て及び就労の両立を支援します。

(主な担当課：子育て支援課)

○病児・病後児保育事業

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		170	170	180	180	180
②確保の内容		170	170	180	180	180
	病児・病後児保育	170	170	180	180	180
②－①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

実績値を参考にして見込んでいます。R2年度から毎年度増加していましたが、令和6年度見込みと令和5年度を比較すると横ばいとなります。月平均の利用者数は、15人程度となっていることから、180人程度と推計しています。

○提供体制の確保等について

市内医療機関と連携し、北アルプス連携自立圏事業として実施します。

(11) 放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童センター等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

(主な担当課：子育て支援課)

○放課後児童クラブ利用者数

(単位：人/月)

項目	事業	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		220	220	220	220	220
	1 年生	70	70	70	70	70
	2 年生	50	50	50	50	50
	3 年生	40	40	40	40	40
	4 年生	30	30	30	30	30
	5 年生	20	20	20	20	20
	6 年生	10	10	10	10	10
②確保の内容		220	220	220	220	220
	市内 6 児童クラブ	220	—	—	—	—
	市内 5 児童クラブ	—	220	220	220	220
②－①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

各月の利用最大値を基に見込んでいます。児童数は減少していきますが、児童クラブ登録児童数は横ばい傾向であるため横ばいで推計しています。

○提供体制の確保等について

令和8年4月の小学校再編に伴い、東小、西小、南小、北小の4クラブは北部小及び南部小児童クラブの2クラブに再編され、八坂小、美麻小児童クラブと併せ4か所になります。

北部小の利用者数が増え、1支援単位の上限である70名を超えることが見込まれるため、児童の減少により利用者が減少するまでの間、児童センター内に北部小児童クラブの分室を置き、受入数の確保を図ります。また開所時間の拡大などにより利便性の向上を図ります。

(12) 子育て世帯訪問支援事業

家事負担や養育不安を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等を対象に、訪問支援員が訪問し悩みの傾聴、家事支援や育児支援を行い、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの軽減やヤングケアラー支援を目的とする事業です。

(主な担当課：子育て支援課・市民課)

○子育て世帯訪問支援事業

(単位：人/年)

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		16	16	16	16	16
②確保の内容		16	16	16	16	16
	受託事業所	16	16	16	16	16
②-①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

国の示す見込みの算出方法により推計しています。対象世帯数は、児童数算出時点の相談支援対象世帯のうち、本事業の利用が望ましい世帯数の総数です。平均利用日数は、他の利用可能な事業につなぐまでの間の利用を見込み推計しています。

算出方法	$\frac{\text{推計児童数} \times \text{対象世帯数(世帯)}}{\text{算出時点全児童数(人)}} \times \text{平均利用日数}$
令和7年度推計	$\text{推計児童数} \times \frac{2 \text{ 世帯(R6 年度末対象世帯)}}{2.802 \text{ 人}} \times 8 \text{ 回(1回/週} \times 2 \text{ 月)} = 15.3 \text{ 人}$

○提供体制の確保等について

障がい者及び要介護者支援に実績のあるヘルパー事業所等に事業を委託し実施していきます。なお、事業提供に必要な研修会については、各事業所の研修会に合わせ市で実施します。

（１３）児童育成支援拠点事業

養育環境などに課題のある児童を対象に、居場所の提供、学習支援、食事の提供、児童の状況に応じたアセスメントなど包括的な支援を通じ、虐待予防と児童の権利保障、健全育成を図る事業です。市では、見守りサポート事業（通所型）として実施します。

（主な担当課：子育て支援課・市民課）

○児童育成支援拠点事業

（単位：人/年）

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1,740	1,740	1,740	1,740	1,740
②確保の内容		1,740	1,740	1,740	1,740	1,740
	市内事業所	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740
②－①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

見守りサポート事業の実績より、見込み量を推計しています。

令和7年度からは、家庭支援事業として利用勧奨・措置も可能となるため利用者が増えることも見込まれます。

○提供体制の確保等について

利用者が増加した場合にも対応できるよう、見守りサポート事業の安定的な実施に向け、委託先の確保に努めます。

（１４）親子関係形成支援事業

保護者および児童に対し、講義、グループワーク及びロールプレイ等を通じて親子間の適切な関係性の構築が図れるよう支援する事業です。

（主な担当課：子育て支援課）

○親子関係形成支援事業

（単位：人/年）

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		8	8	8	8	8
②確保の内容		—	8	8	8	8
	委託事業所	—	8	8	8	8
②－①		△ 8	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

新規事業であるため、国の示す見込みの算出方法により推計します。対象世帯数は、児童数算出時点の相談支援対象世帯のうち、本事業の利用が望ましい世帯数の総数です。

算出方法	$\frac{\text{推計児童数} \times \text{対象世帯数(世帯)}}{\text{算出時点全児童数(人)}}$
令和7年度推計	$\frac{2,802 \text{ 人} \times 8 \text{ 世帯(R6 年度末対象世帯)}}{2,802 \text{ 人}} = 7.9 \text{ 人(令和7年度)}$

○提供体制の確保等について

令和8年度から、新規事業として子どもへの適切な対応に悩みを抱える保護者を対象に、ペアレントトレーニング事業を実施できるよう事業内容を検討し、委託先の調整を図ります。

(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

対象となる児童・世帯の把握に努めつつ、適切に事業を実施します。

(主な担当課：子育て支援課)

(16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

施設や定員規模等の需給動向を踏まえつつ、適切に事業を実施します。

(主な担当課：子育て支援課)

（１７）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所や認定こども園等を利用していない就学前児童を、就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、保育所等で預かる事業です。

（主な担当課：子育て支援課）

○乳児等通園支援事業

（単位：人/月）

項目		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	0歳児	5	5	5	5	5
	1歳児	3	3	3	3	3
	2歳児	2	2	2	2	2
	合計	10	10	10	10	10
②確保の内容 （保育所）	0歳児	—	5	5	5	5
	1歳児	—	3	3	3	3
	2歳児	—	2	2	2	2
	合計	—	10	10	10	10
②－①		△ 10	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

国の示す算出方法により見込量（必要定員数）を推計しています。

算出式：未就園児の見込数×10時間（月一定時間）÷月176時間（8時間×22日）

○提供体制の確保等について

令和8年度からの実施に向けて、特定教育・保育施設の提供体制について調整を図ります。

（１８）妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から妊婦とその配偶者に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなげる伴走型相談支援事業です。

産前・産後の不安に寄り添い、安定的な養育環境を整えられるよう父母を支援します。

（主な担当課：市民課）

○妊婦等包括相談支援事業

（単位：回/年）

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		300	300	300	300	300
②確保の内容		300	300	300	300	300
	保健センター	300	300	300	300	300
②－①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

令和6年度子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。

妊娠届件数100件（年間）と見込み、1組あたりの平均相談件数3回として量の見込みを算出しています。

○提供体制の確保等について

保健センターで実施する「妊婦のための支援給付」に係る申請に合わせ、保健師や助産師が面談し必要な支援につなげます。子ども家庭センターの母子保健事業として実施することになります。

（１９）産後ケア事業

出産後の体の回復や授乳、育児不安のある母子を対象に授乳や育児の指導、相談に応じます。施設への通所型と宿泊型があります。

（主な担当課：市民課）

○産後ケア事業

（単位：人/年）

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		110	110	110	110	110
②確保の内容		110	110	110	110	110
	委託事業所	110	110	110	110	110
②－①		0	0	0	0	0

○量の見込みの設定について

平成28年度より実施しており、令和6年度子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。量の見込みは実績により見込んでおり通所型と宿泊型を合わせた利用延べ人数となります。

○提供体制の確保等について

市立大町総合病院のほか助産院等に事業を委託し実施します。

3 教育・保育の一体的な提供について

（１）質の高い教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実

幼児期の教育・保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、大きな役割を担う教育・保育施設及び地域型保育事業において、質の高い教育・保育を提供する必要があります。そのため、保育所等の職員の合同研修の充実や保育環境の改善に努め、子育て支援の充実を図ります。

（２）幼児期における切れ目ない教育・保育の提供

豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育を推進するため、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携や、認定こども園及び保育園と小学校等との連携のさらなる促進を図ります。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容について

子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支援の確保、保護者の経済的な負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付等を行います。

5 「子ども・子育て関連のその他事業」に関する方針等

（１）産後の休養及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

0歳児の子どものも保護者が、産休・育休明けの希望する時期（育児休業期間満了時＝1歳到達時）に保育を利用できる環境をできる限り整えていくことが求められます。

そのため市は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を

円滑に利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設等の確保に努めます。

（２）子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

児童虐待の防止対策として、専門性のある職員を配置するとともに、社会的養護施策との連携等体制の充実を図るほか、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進に向け、子育て・生活支援、就業支援、養育費に関する相談業務、経済的支援などを進めます。また、障がい児の療育・発達支援施策等についても、支援が必要な子どもと家庭の健全な発達と生活を支援していくよう取り組みます。

県が行う施策との連携や、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

（３）労働者の職業と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを促進するため、ワークライフバランスの広報・啓発、事例の収集・紹介等に取り組むほか、仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備として、再雇用制度の普及を促進するなど、多様な就業ニーズに合った子育て支援を推進します。

また、県や地域の企業、労働者団体、子ども・子育て関連団体等と連携し、労働環境を整備することで、少子化が進行する地域における、子育て世代等への支援を行います。

（４）子どもをとりまく貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備や教育の機会均等を図り、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して、関係部署・機関等が連携して子どもの貧困対策を推進します。

また、「信州こどもカフェ」（こども食堂）への支援を通じて、貧困などに伴う様々な悩みを抱える子どもや家庭に対し、地域の中での居場所の確保に努めます。

さらに、様々な機会を通じて課題や困り事を抱えている家庭や子どもの把握に努めるとともに、関係機関と連携しながら総合的な支援を図ります。

第6章 推進体制

1 計画の推進体制

(1) 大田市子ども・子育て審議会

市民の代表、学識経験者、関係機関の方々と構成される「大田市子ども・子育て審議会」において、PDCAサイクルにより、各年度における計画の進ちょく状況の把握・点検・評価を継続的に行い、目標の実現に向けて本計画を推進します。

※PDCAサイクル；計画をたて（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）に基づいて改善（Action）を行う、という工程を継続的に繰り返すしくみ。

(2) 庁内委員会

関係部署職員で構成される庁内委員会において、計画の進ちょく管理及び計画の推進に必要な事項を検討し、大田市子ども・子育て審議会と連携を図りながら、本計画を推進します。

2 関係機関との連携強化

本計画は、福祉にとどまらず、教育、保健、住宅、道路、産業振興など、様々な分野に関わることや、期間内での計画的な取組が必要であることから、市民団体、子育て支援関係団体、福祉関係団体、児童相談所、保健所、警察、教育機関、医療機関、企業など関係機関との連携を強化します。

資料編

○令和 6 年度大町市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

問 1	回答	回答数
お住まいの地区はどちらですか。	1.平地区	47
	2.大町地区	145
	3.常盤地区	84
	4.社地区	28
	5.八坂地区	6
	6.美麻地区	12

問 2	回答	回答数
宛名のお子さんは未就学児ですか。	1.未就学児です(保育園児・幼稚園児等)	148
	2.就学している(小学生)	174

問 3	回答	回答数
このアンケートにご回答いただいている方はどなたですか。	1.母親	245
	2.父親	77

問 4	回答	回答数
ご回答いただいている方の配偶関係についてうかがいます。	1.配偶者がいる	293
	2.配偶者はいない	29

問 5	回答	回答数
宛名のお子さんの子育てや教育を主に行っているのはどなたですか。	1.父母ともに	209
	2.主に母親	108
	3.主に父親	5
	4.主に祖父母	0
	5.その他	0

問 6	回答	回答数
宛名のお子さんの子育てや教育に日常的に関わる方や場所についてうかがいます。日常にかかわっている方及び施設について、あてはまるものをすべて選択してください。	1.父母ともに	263
	2.母親	61
	3.父親	12
	4.祖父母	120
	5.幼稚園	16
	6.保育所	85
	7.認定こども園	16
	8.学校	149
	9.その他	34

問 7	回答	回答数
宛名のお子さんの子育てや教育に影響すると思われる環境についてうかがいます。最も影響すると思われる環境についてお答えください。	1.家庭	311
	2.地域	83
	3.幼稚園	27
	4.保育所	88
	5.認定こども園	19
	6.学校	166
	7.児童クラブ	34
	8.習い事(塾など)	79
	9.その他	12

問 8	回答	回答数
日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。	1.日常的に、祖父母等の親族にみてもらえる	121
	2.緊急時もしくは用事の際には、祖父母等の親族にみてもらえる	150
	3.日常的に、子どもをみてもらえる友人・知人がいる	7
	4.緊急時もしくは用事の際には、子どもをみてもらえる友人・知人がいる	40
	5.いずれもない	39

問 9	回答	回答数
祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてうかがいます。	1.親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、子どもをみてもらえる	146
	2.親族の身体的負担が大きく心配である	43
	3.祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である	66
	4.親族に負担をかけていることが心苦しい	54
	5.子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある	26
	6.その他	7

問 10	回答	回答数
友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてうかがいます。	1.友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、子どもをみてもらえる	21
	2.友人・知人の身体的負担が大きく心配である	4
	3.友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である	10
	4.友人・知人に負担をかけていることが心苦しい	12
	5.子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある	0
	6.その他	3

問 11	回答	回答数
子育てや教育に関しての相談先についてうかがいます。宛名のお子さんの子育てや教育に関して気軽に相談できる先はありますか。	1.家族・祖父母等の親族	252
	2.友人・知人	190
	3.近所の人	23
	4.子育て支援施設(児童センター等)	49
	5.保健センター	22
	6.保育士	61
	7.幼稚園の先生	32
	8.民生委員・児童委員	4
	9.かかりつけの医師	22
	10.市役所の子育て関係窓口	12
	11.特にいない／ない	27
	12.その他	12

問 12	回答	回答数
子育てや教育に関し、希望するサポートについてうかがいます	自由記載のため略	

問 13	回答	回答数
母親の就労状況についてうかがいます。	1.フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	127
	2.フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	15
	3.パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	127
	4.パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	5
	5.以前は就労していたが、現在は就労していない	40
	6.これまで就労したことがない	2

問 13-2	回答	回答数
問 13 母親の就労状況で『3』または『4』とお答えのかたにうかがいます。	1.フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある	10
	2.フルタイムへの転換希望はあるが、今のところ実現できる見込みはない	48
	3.パート・アルバイト等(フルタイム以外)の就労を続けることを希望	70
	4.パート・アルバイト等(フルタイム以外)をやめて子育てや家事に専念したい	4

問 13-3	回答	回答数
問 13 母親の就労状況で『5』または『6』とお答えの方にうかがいます。	1.子育てや家事などに専念したい。(就労の希望はない)	13
	2.いずれは就職したい。	16
	3.すぐにでも、または1年以内にフルタイムで就労したい	3
	4.すぐにでも、または1年以内にパートタイム、アルバイト等で就労したい	10

問 14	回答	回答数
父親の就労状況についてうかがいます。	1.フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	286
	2.フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	0
	3.パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	2
	4.パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	0
	5.以前は就労していたが、現在は就労していない	6
	6.これまで就労したことがない	0

問 14-2	回答	回答数
問 14 父親の就労状況で『3』または『4』とお答えのかたにうかがいます。	1.フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある	0
	2.フルタイムへの転換希望はあるが、今のところ予定はない	1
	3.パート・アルバイト等(フルタイム以外)の就労を続けることを希望	1
	4.パート・アルバイト等(フルタイム以外)をやめて子育てや家事に専念したい	0

問 14-3	回答	回答数
問 14 父親の就労状況で『5』または『6』とお答えのかたにうかがいます。	1.子育てや家事などに専念したい。(就労の希望はない。)	1
	2.いずれは就職したい。	0
	3.すぐにでも、または1年以内にフルタイムで就労したい	2
	4.すぐにでも、または1年以内にパートタイム、アルバイト等で就労したい	3

問 15	回答	回答数
平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。	1.幼稚園(通常の就園時間の利用)	5
	2.幼稚園の預かり保育(通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、定期的な利用のみ)	3
	3.保育園(認可保育所)	87
	4.認定こども園(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設、大町幼稚園、こまくさ幼稚園、りんどう幼稚園等)	27
	5.小規模な保育施設(国が定める最低基準に適合した施設で市の認可を受けた定員が概ね 6～19 人のもの)	1
	6.家庭的保育(保育者の家庭で 5 人以下の子どもを保育する事業)	0
	7.事業所内保育施設(企業が主に従業員用に運営する施設)	1
	8.自治体の認証・認定保育施設(認可保育所ではないが自治体が認証・認定した施設)	1
	9.その他認可外の保育施設	0
	10.居宅訪問型保育(ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)	0
	11.ファミリー・サポート・センター(地域住民が子どもを預かる事業)	0
	12.利用していない	20
	13.その他	7

問 16	回答	回答数
平日、定期的にご利用している教育・保育事業の利用量についてうかがいます。現在どのくらい利用していますか。	1 週間あたり 1 日	4
	1 週間あたり 2 日	3
	1 週間あたり 3 日	2
	1 週間あたり 4 日	3
	1 週間あたり 5 日	116
	1 週間あたり 6 日	1
	1 日あたり 1 時間	2
	1 日あたり 5 時間	6
	1 日あたり 6 時間	11
	1 日あたり 7 時間	23
	1 日あたり 8 時間	41
	1 日あたり 9 時間	9
	1 日あたり 10 時間	8
	1 日あたり 10 時間	1

問 17	回答	回答数
平日、定期的な利用を希望する教育・保育事業の利用希望量についてうかがいます。回答した事業について、希望通り利用できていますか。	1.希望どおり利用できている	138
	2.本当は、週当たり 1 日利用したい	1
	2.本当は、週当たり 3 日利用したい	1
	2.本当は、週当たり 5 日利用したい	2
	3.本当は、1 日あたり 8 時間利用したい	3
	3.本当は、1 日あたり 9 時間利用したい	2

問 18	回答	回答数
問 15 で『12.利用していない』とご回答された方にうかがいます。平日、定期的な教育・保育事業を利用していない理由は何ですか。	1.利用する必要がある(子どもの教育や発達のため、または父母が就労していないなどの理由で)	12
	2.祖父母や親戚の人がみてる	3
	3.近所の人や、友人・知人がみてる	0
	4.利用したいが、教育・保育の事業に空きがない	1
	5.利用したいが、経済的な理由で利用できない	1
	6.利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない	0
	7.利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない	0
	8.子どもがまだ小さいためまだ利用していないが、いずれ利用したい	3
	9.その他	0

問 19	回答	回答数
平日の教育・保育の事業として利用したい事業についてうかがいます。現在の利用状況にかかわらず、定期的に利用したいと考える事業を選択してください。	1.幼稚園(通常の就園時間の利用)	17
	2.幼稚園の預かり保育(通常の就園時間を延長して預かる事業の定期的な利用)	13
	3.保育園(認可保育所)	103
	4.認定こども園(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)	36
	5.小規模な保育施設(国が定める最低基準に適合した施設で市の認可を受けた定員が概ね 6～19 人のもの)	4
	6.家庭的保育(保育者の家庭で 5 人以下の子どもを保育する事業)	1
	7.事業所内保育施設(企業が主に従業員用に運営する施設)	4
	8.自治体の認証・認定保育施設(認可保育所ではないが自治体が認証・認定した施設)	1
	9.その他認可外の保育施設	1
	10.居宅訪問型保育(保育者が子どもの家庭で保育する事業)	2
	11.ファミリー・サポート・センター(地域の住民が子どもを預かる事業)	8
	12.その他()	6

問 20	回答	回答数
問 15 で幼稚園に加え、その他の保育・教育事業も利用していると答えの方にうかがいます。幼稚園をより多く利用したいと考えますか。	1.はい	3
	2.いいえ	0
	3.どちらともいえない	2

問 21	回答	回答数
現在利用している教育・保育事業の実施場所はどちらですか。	1.大町市内	143
	2.他の市町村	5

問 22	回答	回答数
現在利用している教育・保育事業は、どこで利用したいですか。	1.大町市内	145
	2.他の市町村	3

問 23	回答	回答数
宛名のお子さん は下記の事業 (地域子育て支援 事業)を利用して いますか。	1.児童センター・子育て支援センター	58
	2.養育支援訪問事業(保健師などが家庭を訪問し子育てのアドバイスを する事業)	1
	3.ショートステイ事業	0
	4.ファミリー・サポート・センター事業	0
	5.一時預かり事業(保育所等で日中一時的に子どもを保育する事業)	9
	6.延長保育事(保育所等において通常保育の日時以外で子どもを保育 する事業)	22
	7.病児・病後児保育事業	5
	8.放課後児童クラブ	44
	9.放課後子ども教室(学校でボランティア等が学習支援などをする事業)	13
	10.放課後等デイサービス事業	16
	11.児童発達支援事業	13
	12.親子教室(児童センターでおこなう親子講座)	9
	13.公民館親子広場	13
	14.園開放	17
	15.その他	7
	16.利用なし	158

問 24	回答	回答数
問 23 の事業の利用希望についてうかがいます。今後利用したい、あるいは利用日数を増やしたいと思っている事業を選択してください。	1.児童センター・子育て支援センター	40
	2.養育支援訪問事業（保健師などが家庭訪問し子育てのアドバイスをする事業）	2
	3.ショートステイ事業	1
	4.ファミリー・サポート・センター事業	8
	5.一時預かり事業	8
	6.延長保育事業	16
	7.病児・病後児保育事業	15
	8.放課後児童クラブ	23
	9.放課後子ども教室	12
	10.放課後等デイサービス事業	16
	11.児童発達支援事業	4
	12.親子教室（児童センターでおこなう親子講座）	10
	13.公民館親子広場	9
	14.園開放	10
	15.その他	11
	16.利用希望なし	188

問 25	回答	回答数
土曜日の定期的な教育・保育事業の利用を希望しますか。	1.利用する必要はない	115
	2.ほぼ毎週利用したい	8
	3.月に 1～2 回は利用したい	25

問 26	回答	回答数
日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用を希望しますか。	1.利用する必要はない	129
	2.ほぼ毎週利用したい	1
	3.日曜・祝日に、月 1～2 回は利用したい	18

問 27	回答	回答数
長期の休暇期間中の幼稚園（教育・保育事業）の利用を希望しますか。	1.利用する必要はない	56
	2.休みの期間中、ほぼ毎日利用したい	43
	3.休みの期間中、週に 1～2 回は利用したい	32

問 28	回答	回答数
この 1 年のうち、病気やケガでいつもの保育園等が利用できないことがありましたか。	1.あった	91
	2.なかった	57

問 29	回答	回答数
病気やけがで普段の教育・保育が利用できなかった場合はどう対処されましたか。	1.父親が休んだ	26
	2.母親が休んだ	79
	3.(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった	23
	4.父親または母親のうち就労していない方がこどもをみた	9
	5.病児・病後児保育を利用した	5
	6.ベビーシッターを利用した	0
	7.ファミリー・サポート・センターを利用した	0
	8.やむをえず子どもだけで留守番させた	0
	9.その他	3

問 30	回答	回答数
問 29 で『1』父親が休んだ、または『2』母親が休んだ、を選択した方にうかがいます。その際にできれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思いましたか。	1.できれば病児・病後児保育等を利用したい	35
	2.利用したいと思わない	50

問 31	回答	回答数
問 30 で『1.できれば病児・病後児保育等を利用したい』を選択した方にうかがいます。病気や怪我で預ける場合どの事業形態が望ましいと思われますか。	1.幼稚園や保育所等に併設した施設で子どもを保育する事業	43
	2.小児科等医療機関に併設した施設で子どもを保育する事業 (例:大町病院内北アルプスキッズルームなど)	34
	3.地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業 (例:ファミサポを病児対応できるよう拡充)	5
	4.その他	0

問 32	回答	回答数
問 29 で『3』から『9』のいずれかに回答した方にうかがいます。できれば父母のいずれかが仕事を休んで看病したいと思われましたか。	1.できれば仕事を休んで看護したい	21
	2.仕事を休んで看ることは難しい	5

問 33	回答	回答数
問 32 で『2.仕事を休んで看ることは難しい』と回答した方にうかがいます。そう思われる理由について選択してください。	1.子どもの看護を理由に休みがとれない	2
	2.自営業なので休めない	3
	3.休暇日数が足りないので休めない	5
	4.その他	4
	5.いずれもあてはまらない	5

問 34	回答	回答数
不定期に利用している教育・保育の事業はありますか。	1.一時預かり(保育所などで一時的に子どもを保育する事業)	6
	2.幼稚園の預かり保育(通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合)	11
	3.ファミリー・サポート・センター	2
	4.ベビーシッター	0
	5.その他	1
	6.利用していない	129

問 35	回答	回答数
問 34 で『6.利用していない』と回答した方にうかがいます。現在利用していない理由は何ですか。	1.特に利用する必要がない	103
	2.利用したい事業が地域にない	9
	3.地域の事業の質に不安がある	5
	4.地域の事業の利便性がよくない	8
	5.利用料がかかる・利用料が高い	10
	6.利用料がわからない	11
	7.自分が事業の利用対象者になるのかどうかわからない	16
	8.事業の利用方法(手続き等)がわからない	16
	9.その他	4

問 36	回答	回答数	平均日数
突発的な理由で、年間何日くらい子どもをあずける必要が見込まれますか。	1.私用(買い物や子ども(兄弟姉妹などを含む)の習い事、リフレッシュなど)	14	12.7 日
	2.冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院等	23	8 日
	3.不定期の就労	11	20.5 日
	4.その他	9	不明※
	5.利用する必要はない	91	—

※わからない、見込みはすぐに出せないという回答が多数のため

問 37	回答	回答数
突発的にお子さんをお預けする場合、望ましいと思われるお預け先についてうかがいます。	1.幼稚園・保育園等(定員 20 名以上の保育事業所)	130
	2.地域型保育事業所(定員 19 名以下の保育事業所)	28
	3.ファミリー・サポート・センター等(地域住民等が子育て家庭等の近くの場所で保育する事業)	24
	4.放課後等デイサービス事業所等(障害児通所支援施設)	6
	5.その他	6

問 38	回答	回答数
保護者の用事で、お子さんを家族以外に泊りで預けることはありましたか。	1.(同居者を含む)親族・知人にみてもらった	13
	2.短期入所生活援助事業(ショートステイ)を利用した	1
	3.2 以外の保育事業(認可外保育施設、ベビーシッター等)を利用した	0
	4.やむをえず子どもを同行させた	2
	5.やむをえず子どもだけで留守番をさせた	0
	6.その他	1
	7.そのようなケースはなかった	131

問 39	回答	回答数
小学校低学年(1～3 年生)のうちは、放課後をどこで過ごさせたいですか。	1.自宅	159
	2.祖父母宅や友人・知人宅	55
	3.習い事(ピアノ教室、クラブ活動、学習塾など)	105
	4.児童館	38
	5.放課後こども教室	33
	6.放課後児童クラブ	113
	7.ファミリー・サポート・センター	0
	8.放課後等デイサービス事業	24
	9.その他(公民館・公園など)	27

問 40	回答	回答数
小学校高学年(4～6 年生)になったら、放課後をどこで過ごさせたいですか。	1.自宅	206
	2.祖父母宅や友人・知人宅	53
	3.習い事(ピアノ教室、クラブ活動、学習塾など)	138
	4.児童館	25
	5.放課後こども教室	31
	6.放課後児童クラブ	74
	7.ファミリー・サポート・センター	1
	8.放課後等デイサービス事業	21
	9.その他(公民館・公園など)	31

問 41	回答	回答数
問 39 または問 40 で『放課後児童クラブ』を選択した方にうかがいます。土曜日に利用したいと思いますか。	1.低学年(1～3 年)の間は利用したい	15
	2.高学年(4～6 年)になっても利用したい	23
	3.利用する必要はない	83

問 42	回答	回答数
問 39 または問 40 で『放課後児童クラブ』を選択した方にうかがいます。日曜・祝日に利用したいと思いますか。	1.低学年(1～3 年)の間は利用したい	7
	2.高学年(4～6 年)になっても利用したい	12
	3.利用する必要はない	102

問 43	回答	回答数
問 39 または問 40 で『放課後児童クラブ』を選択した方にうかがいます。長期休みに利用したいと思いますか。	1.低学年(1～3 年)の間は利用したい	32
	2.高学年(4～6 年)になっても利用したい	77
	3.利用する必要はない	12

問 44-1	回答	回答数
母親の育児休業取得状況についてうかがいます。宛名のお子さんが生まれた時、母親は育児休業を取得しましたか。	1.働いていなかった	127
	2.取得した(取得中である)	133
	3.取得していない	60

問 44-2	回答	回答数
母親の職場復帰状況についてうかがいます。育児休業取得後、職場に復帰しましたか。	1.育児休業取得後、職場に復帰した	108
	2.現在も育児休業中である	13
	3.育児休業中に離職した	13

問 44-3	回答	回答数
母親の育児休業を取得しなかった理由についてうかがいます。	1.職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	2
	2.仕事が忙しかった	4
	3.(産休後に)仕事に早く復帰したかった	2
	4.仕事に戻るのが難しそうだった	3
	5.昇給・昇格などが遅れそうだった	0
	6.収入減となり、経済的に苦しくなる	6
	7.保育所(園)などに預けることができた	5
	8.配偶者が育児休業制度を利用した	0
	9.配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	1
	10.子育てや家事に専念するため退職した	20
	11.職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)	7
	12.有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	5
	13.育児休業を取得できることを知らなかった	2
	14.産前産後の休暇(産前 6 週間、産後 8 週間)を取得できることを知らず、退職した	1
	15.その他	20

問 44-4	回答	回答数
母親の育児休業希望期間についてうかがいます。	3 か月	0
	4 か月	0
	5 か月	0
	6 か月	2
	7 か月	0
	8 か月	0
	9 か月	0
	10 か月	1
	11 か月	0
	1 歳	60
	1 歳 3 か月	0
	1 歳 4 か月	2
	1 歳 5 か月	0
	1 歳 6 か月	20
	1 歳 7 か月	1
	1 歳 8 か月	1
	1 歳 9 か月	0
	1 歳 10 か月	1
	1 歳 11 か月	0
	2 歳	60
	2 歳 3 か月	0
	2 歳 4 か月	0
	2 歳 5 か月	1
	2 歳 6 か月	10
	2 歳 7 か月	0
	2 歳 8 か月	0
	2 歳 9 か月	0
	2 歳 10 か月	1
	2 歳 11 か月	3
	3 歳	155

問 45-1	回答	回答数
父親の育児休業取得状況についてうかがいます。宛名のお子さんが生まれた時、父親は育児休業を取得しましたか。	1.働いていなかった	7
	2.取得した(取得中である)	32
	3.取得していない	274

問 45-2	回答	回答数
父親の職場復帰状況についてうかがいます。育児休業取得後、職場に復帰しましたか。	1.育児休業取得後、職場に復帰した	32
	2.現在も育児休業中である	0
	3.育児休業中に離職した	0

問 45-3	回答	回答数
父親の育児休業を取得しなかった理由についてうかがいます。	1.職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	93
	2.仕事が忙しかった	99
	3.(産休後に)仕事に早く復帰したかった	2
	4.仕事に戻るのが難しそうだった	7
	5.昇給・昇格などが遅れそうだった	9
	6.収入減となり、経済的に苦しくなる	98
	7.保育所(園)などに預けることができた	4
	8.配偶者が育児休業制度を利用した	41
	9.配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	45
	10.子育てや家事に専念するため退職した	0
	11.職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)	29
	12.有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	1
	13.育児休業を取得できることを知らなかった	12
	14.産前産後の休暇(産前 6 週間、産後 8 週間)を取得できることを知らず、退職した	2
	15.その他	48

問 45-4	回答	回答数
父親の育児休業希望期間についてうかがいます。	1 か月	20
	2 ヶ月	5
	3 か月	21
	4 か月	3
	5 か月	2
	6 か月	23
	7 か月	0
	8 か月	1
	9 か月	0
	10 か月	2
	11 か月	0
	1 歳	133
	1 歳 3 か月	0
	1 歳 4 か月	0
	1 歳 5 か月	1
	1 歳 6 か月	16
	1 歳 7 か月	0
	1 歳 8 か月	0
	1 歳 9 か月	0
	1 歳 10 か月	0
	1 歳 11 か月	0
	2 歳	24
	2 歳 3 か月	0
	2 歳 4 か月	0
	2 歳 5 か月	0
	2 歳 6 か月	1
	2 歳 7 か月	0
	2 歳 8 か月	0
	2 歳 9 か月	0
	2 歳 10 か月	1
	2 歳 11 か月	1
	3 歳	43

問 46	回答	回答数
大町市の子育て環境や子育て支援の満足度についてうかがいます。全体としての満足度を1～5段階でお答えください。	1.満足度がとても低い	28
	2.満足度が低い	62
	3.どちらともいえない	135
	4.満足度が高い	92
	5.満足度がとても高い	3

問 47	回答	回答数
出産祝金の支給額について適当と思われるものを一つ選択してください。	1.第1子が高い方がよい(現行と反対)	41
	2.第1子より、第2子、第3子以降が高い方がよい(現行のまま)	157
	3.額を一律にした方がよい	124

問 48	回答	回答数
大町市の子育て支援策について、ご意見・ご要望等がありますか	自由記載のため略	

問 49	回答	回答数
宛名のお子さん本人に伺います(小学生以上のお子さんのみご回答ください)。 学校が終わった後(放課後)はどこで過ごしたいですか。	1.家にいたい	117
	2.塾や習い事に行きたい	34
	3.児童クラブに行きたい	31
	4.放課後子ども教室に行きたい	7
	5.公園や公民館、児童センターに行きたい	31
	6.おじいちゃんおばあちゃんの家に行きたい	19
	7.友達の家遊びに行きたい(帰宅後)	70
	8.その他	5

問 50	回答	回答数
宛名のお子さん本人に伺います(小学生以上のお子さんのみご回答ください)。 家の近く(自分で行ける場所)にあったらいいと思う施設はありますか。	1.ブランコや滑り台などの遊具のある公園	103
	2.ボール遊びのできる広い公園	86
	3.子どもが集まって自由に活動できる場所(公民館や学校の空き教室など)	86
	4.悩みや困りごとの相談に乗ってくれる大人のいる場所	12
	5.こども食堂など食事をだしてくれる場所	17
	6.宿題を教えてくれる場所	57
	7.その他	13

大町市子ども・子育て審議会委員名簿

	氏 名	団 体 等
会 長	宮野 典夫	大町市民生児童委員協議会 代表 主任児童委員連絡会 代表
副会長	中村 勝彦	大町市社会福祉協議会会長
委 員	黒岩 徹 (R6.11.22 まで)	連合長野大北地域協議会 事務局長
委 員	中牧 可奈子 (R6.11.23 から)	連合長野大北地域協議会 事務局長
委 員	西沢 弥恵子	大町市私立幼稚園連盟 代表
委 員	金原 民枝	大町市女性団体連絡協議会 理事
委 員	北澤 明美	大町市教育委員会 教育委員
委 員	中原 敏	大町市校長会
委 員	吉澤 清	大町市教育委員会 学校教育指導主事
委 員	竹本 明信	大町市連合自治会
委 員	上條 美由紀	NPO 法人キッズウィル
委 員	松澤 重夫	NPO 法人北アルプスの風
委 員	藤井 暁子	大町市PTA連合会 会長
委 員	坂井 あゆみ	大町市保育園保護者会連合会 会長
委 員	傳刀 菜穂	大町市幼稚園保護者会

大町市子ども・子育て支援事業計画策定の経緯

子ども・子育て審議会

令和6年 8月 9日 第1回審議会（子ども・子育て支援事業計画諮問）
9月27日 意見交換会（子ども・子育て支援事業計画（素案））
11月19日 第2回審議会（子ども・子育て支援事業計画（案））
令和7年 1月28日 第3回審議会（子ども・子育て支援事業計画（最終案））
令和7年 3月12日 大町市子ども・子育て支援事業計画答申

議 会

令和7年 2月27日 市議会全員協議会
「第3期子ども・子育て支援事業計画（最終案）」説明

アンケート調査・パブリックコメント

令和6年6月1日から6月21日まで アンケート調査

令和6年12月10日～令和7年1月10日 パブリックコメント
「第3期子ども・子育て支援事業計画（案）」